

平成30年度計量法特定計量器の試買調査

○指定製造事業者

【抵抗体温計・アネロイド型血圧計】

○家庭用特定計量器

【一般用体重計・調理用はかり】

報告書

令和2年1月

経済産業省 計量行政室

目次

1. 調査の目的	1
2. 調査内容	1
【別添資料】 不適合の疑いが確認された型式の詳細	12
【参考1】 適用した技術基準及び試験・検査方法	28
【参考2】 市場調査結果	38

1. 調査の目的

計量法(平成4年法律第51号)では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造及び器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めている。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印(検定証印)が表示されている必要があるが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は、経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、基準適合証印¹を表示することができる。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク²を表示して販売しなければならない。

本事業では、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器について、国内市場で流通している特定計量器(国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品)を無作為に購入し、検査を行うことによって、基準適合状況の実態を確認するとともに、不適合の疑いが確認された製品については、計量行政室からその内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導を行っている。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものである。

2. 調査内容

(1) 調査対象計量器及び型式の選定、購入

特定計量器のうち指定製造事業者が製造した「抵抗体温計」及び「アネロイド型血圧計」、家庭用特定計量器のうち「一般用体重計」及び「調理用はかり」(いずれも電気式のデジタル表示のものに限る。)について表1のとおり選定する。

表1 調査対象計量器

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
抵抗体温計	国内外指定製造事業者	10型式
アネロイド型血圧計	国内外指定製造事業者	15型式
家庭用特定計量器		
一般用体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	15型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	15型式

¹ 基準適合証印



² 家庭用特定計量器基準適合表示 (いわゆる丸正マーク)



型式の選定、購入にあたっては、以下の点を配慮した。購入した製品の一覧表を表2～5に示す。

（全計量器共通事項）

- ・小売店、インターネット、電話注文によって購入するが、電話注文は、小売店又はインターネットで購入できない場合とする。
- ・調査の精度を高めるために1型式あたり3台購入し、3台は異なる販売店から購入することを原則とする。

（抵抗体温計）

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・一般用、婦人用、実測式及び予測式の分類を踏まえ、幅広く選定する。

（アネロイド型血圧計）

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・上腕式、手首式の分類を踏まえ、幅広く選定する。

（家庭用特定計量器）

- ・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
- ・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、選定時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の型式を購入するケースがあり得る。
- ・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。
- ・過去の試買調査の結果、不適合の疑いのあった型式を購入する場合、事業者による是正・改善が行われた後の型式を原則として購入する。ただし、購入時に製造年を識別することは困難であるため、事業者による改善前の製品を購入するケースがあり得る。

表 2 抵抗体温計購入一覧

No	モデル名 (型番)	型式承認番号	温度範囲	目量	普通用・婦 人用の別	実測式・予 測式の別	指定製造事業者 名／指定番号／ 生産国
A1	P330	H139号	32.0℃～ 42.0℃	0.1℃	普通用	予測式	テルモ／082203 ／中国
A2	T-201BLE	H141号	32.0℃～ 42.0℃	0.1℃	普通用	予測式	A&D SCALES CO.,LTD／(届出 製造事業者)／中 国
A3	V900CJ	H097号 H071号	32.0℃～ 42.0℃	0.1℃	普通用	実測式	Onbo electronic(Shenz hen)Co.,Ltd (VICKS)／ 08CN06／中国
A4	MC-687	H172号	32.0℃～ 42.0℃	0.1℃	普通用	予測式	オムロンヘルスケ ア／28CN05／中 国
A5	TO-200	H152号	32.0℃～ 42.9℃	0.1℃	普通用	予測式	ニシトモ(ドリテッ ク)／082401／中 国
A6	KN-21	H147号	32.00℃ ～ 42.00℃	0.01℃	婦人用	実測式	ニシトモ(興和)／ 082401／日本
A7	MT-F19-Y	H151号	32.0℃～ 42.9℃	0.01℃	普通用	予測式	東莞東冠電子製 品有限公(エスケ イジャパン)／ 08CN07／中国
A8	HT-201	H131号	32.00℃ ～ 42.00℃	0.01℃	婦人用	予測式	欧姆龍(大連)有 限公司 第ダイニ 工場(東芝ホクト 電子)／08CN05 ／日本
A9	NK8080	H144号	32.0℃～ 42.9℃	0.1℃	普通用	実測式	日光精器／(届出 製造事業者)／日 本
A10	BT-471	H173号	32.0℃～ 42.0℃	0.1℃	普通用	予測式	Onbo electronic(Shenz hen)Co.,Ltd(タニ タ)／08CN06／ 中国

表 3 アネロイド型血圧計購入一覧

No	モデル名 (型番)	型式承認 番号	計測範囲 (mmHg)	目量 (mmHg)	形状	指定製造事業者名／(販売 事業者)／指定番号／生産 国
B1	HEM-6323T	Q158号	0-299	1	手首式	オムロンヘルスケア／／ 282401／日本
B2	HEM-7131	Q139号	0-299	1	上腕式	欧姆龍(大連)有限公司／ (オムロンヘルスケア)／ 28CN02／中国
B3	UA-1030TMR	Q126号	0-280	1	上腕式	爱安德電子(深圳)有限公 ／(A&D SCALES CO.,LTD)／28CN15／中 国
B4	UB-533MR	Q177号	0-299	1	手首式	爱安德電子(深圳)有限公 ／ (A&D SCALES CO.,LTD)／28CN15／中 国
B5	CHU615	Q162号	0-280	1	上腕式	西鉄城精電科技(江)有限 公司／(シチズン・システム ズ)／28CN10／中国
B6	CHWE617J	Q1610号	0-280	1	手首式	シチズン・システムズ／／ (届出製造事業者)／日本
B7	EW-BW33	Q129号	0-280	1	手首式	Panasonic Manufacturing(Beijing)C o.,Ltd／(パナソニック)／ 28CN04／中国
B8	BM-201	Q1411号	0-300	1	上腕式	Guangdong Transtek Medical Electronics Co.,LTD／(ドリテック)／ 28CN12／中国
B9	DS-S10	Q1416号	3-300	1	上腕式	PT.NSS／(日本精密測器) ／28ID01／インドネシア
B10	WSK-1021	Q1319号	3-300	1	手首式	日本精密測器／／281001 ／日本
B11	BP-223	Q159号	0-300	1	上腕式	豪展医療科技(呉江)有限 公／(タニタ)／28CN14／ 中国
B12	BP-212	Q163号	0-300	1	手首式	豪展医療科技(呉江)有限 公／(タニタ)／28CN14／ 中国
B13	KHB-504	Q1033号	3-300m	1	手首式	PT.NSS／(ケンコー・トキナ ー)／28ID01／インドネシ ア
B14	EN-DS10	Q149号	3-300	1	上腕式	蘇州尼世精密儀器有限公 司／(ノジマ)／28CN11／ 中国
B15	ES-P2020ZZ	Q168号	0-299	1	上腕式	爱安德電子(深圳)有限公 司／(テルモ)／28CN15／ 中国

表4 一般用体重計購入一覧

No	モデル名(型番)	ひょう量	目量	輸入事業者名
C1	BC-810	150kg	100g(0～100kg) 200g(100～150kg)	タニタ秋田
C2	HB-K126	150kg	0.1kg (0～50kg) 0.2kg(50～100kg) 0.5kg(100～150kg)	オーム電機
C3	UC-411PTB-C	150kg	50 g(1～100kg) 100 g(100～150kg)	エー・アンド・デイ
C4	Ceircle Balance	150kg	100g	ジャパンインターナショナル ルコマース
C5	BS-246	150kg	0.1kg	ドリテック
C6	HBF-228T-SW	135kg	100g(2～100kg) 200g(100～135kg)	オムロンヘルスケア
C7	WBCM-6C	136kg	100g (3～100kg) 200 g(100～136kg)	丸隆 (アイリスオーヤマ)
C8	HCF-40	136kg	100g (5～100kg) 200g(100～150kg)	永奏産業 (山善)
C9	AIM-WS01	150kg	100g (3～100kg) 200g(100～136kg)	ツカモトエイム
C10	YS-104	150kg	50g(5～99.95kg) 100g(100～150kg)	エム・ワイ・エス
C11	MG-BCM50F	180kg	0.2kg	ミムゴ
C12	SMART SCALE	180kg	0.1kg	1byone Japan.
C13	HCS-F02series	150kg	50g(2.5～100kg) 100g(100～150kg)	エレコム
C14	A017-SC01	150kg	50g(0～100kg) 100g(100～150kg)	アクシージア
C15	BH-2975	150kg	200g	ハシモト (ハシートップイン)

表5 調理用はかり購入一覧

No	モデル名(型番)	ひょう量	目量	輸入事業者名
D1	UH-3305-WRG	2kg	0.1g(2～300g) 0.5g(300～1500g) 1g(1500～2000g)	ドリテック (エー・アンド・デイ)
D2	COK-S102/07-8039	1kg	0.5g(2～500g) 1g(500～1000g)	オーム電機
D3	KJ-114	1kg	0.5g	タニタ
D4	D-16	1kg	1g	パール金属
D5	Genio	5kg	1g	ジャパンインターナショナルコー マス
D6	ADKS-3000	3kg	1g	アトラス
D7	1030	3kg	1g	大石アンドアソシエイツ
D8	MC-428	3kg	1g	タマハシ
D9	HAC1696	2kg	0.1g(0.2～200g) 0.5g(200～1000g) 1g(1000～2000g)	ハック
D10	HKR-3G	3kg	0.1g (0.2～200g) 0.5 g(200～1000g) 1 g(1000～2000g)	カクセー
D11	CK-010	3kg	1g	クレセル
D12	KH-801	2kg	0.1g(0.2～199.9g) 0.5g(0.5～999.5g) 1g(2～2000g)	エム・ワイ・エス
D13	GR-9620	3kg	1g(4～500g) 2g(501～2000g)	トーアコーポレーション (アアビデ)
D14	K5	2kg	1g	CAS
D15	MCK-88	1kg	1g	マクロス

(2) 調査方法及び適合性確認

① 調査方法

上記(1)で選定、購入した製品について、技術基準のうち、性能及び表示への適合状況を確認した。

製品の選定・購入、表示の適合状況の確認及び調査結果のとりまとめは、この事業の委託先である株式会社矢野経済研究所が行い、性能の適合状況等の試験・検査の実施及び確認は、アネロイド型血圧計は国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センターで実施し、抵抗体温計、一般体重計及び調理用はかりは一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センターが実施した。

② 調査実施期間

平成30年5月29日～平成31年2月28日

③ 適合性確認の方法及び基準

性能検査及びその基準は、各計量器の技術基準である関係省令等(省令に引用されている該当JISの規定を含む。)のうち次の事項について適合性を確認した。適合性の判断基準及びその試験・検査方法を【参考1】に示す。

【アネロイド型血圧計・抵抗体温計】

① 性能基準

- ・技術基準である特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。)の検定の合否判定基準である検定公差 及び個々に定める性能の検定公差等への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差等への適合状況。

② 表示基準

- ・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。届出製造事業者にあつては検定証印。
- ・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

【一般用体重計・調理用はかり】

① 性能基準

- ・技術基準である計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)の器差への適合状況。
- ・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

② 表示基準

- ・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。
- ・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書への表示への適合状況。

3. 調査結果の概要

(1) 指定製造事業者(届出製造事業者)

① 試買調査結果

【抵抗体温計】

10型式(30台)を購入したが、調査対象の全30台が検定公差の合否判定基準に適合していることが確認された。表示基準については全台数が適合していた。調査結果概要を表6に示す。

表6 抵抗体温計調査結果概要

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
抵抗体温計	10 (30台)	0 (0台)	0 (0台)	0 (0台)

【アネロイド型血圧計】

15型式(45台)を購入したが、調査対象の全45台が検定公差の合否判定基準に適合していることが確認された。表示基準について全台数が適合していた。調査結果概要を表7に示す。

表7 アネロイド型血圧計調査結果概要

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
アネロイド型血圧計	15 (45台)	0 (0台)	0 (0台)	0 (0台)

②前回の調査結果との比較

抵抗体温計における前回の調査結果との比較を表8に示す。

表8 抵抗体温計における過去の調査結果との比較

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い			表示基準不適合の 疑いのある型式数
		検定合否判定基準		使用中検査合否 判定基準型式数	
		型式数	割合		
H28	20 (60本)	0 (0本)	0% (0%)	0 (0台)	0 (0台)
H30	10 (30台)	0 (0台)	0% (0%)	0 (0台)	0 (0台)

(性能)

今回及び前回のいずれの調査においても、性能基準について全型式が適合していた。

多くの型式において、2回の調査ともに重力加速度の上限値及び下限値での器差は検定の合否判定基準の1/2以内の結果であった。

(表示)

今回及び前回の調査においても、表示基準について全型式において適合していた。

アネロイド型血圧計における前回の調査結果との比較を表9に示す。

表9 アネロイド型血圧計における過去の調査結果との比較

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い			表示基準不適合の 疑いのある型式数
		検定合否判定基準		使用中検査合否 判定基準型式数	
		型式数	割合		
H28	20 (60台)	0 (0台)	0% (0%)	0 (0台)	0 (0台)
H30	15 (45台)	0 (0台)	0% (0%)	0 (0台)	0 (0台)

(性能)

今回及び前回のいずれの調査においても、性能基準について全型式が適合していた。

(表示)

今回及び前回の調査においても、表示基準について全型式が適合していた。

(2)家庭用特定計量器

①試買調査結果

施行規則で定める技術上の基準である日本工業規格 B 7613 家庭用はかり・一般用体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下、「JIS B 7613」)規定する表示の全項目及び施行規則第22条の表示(丸正マーク)の有無及び適合状況を調査した。

なお、JIS B 7613 は、2008 年版と 2015 年版があり、2016 年 1 月 1 日以降は 2015 年版に適合した計量器を市場に流通することになるため、主に 2015 年版に適合しているかを確認した。なお、2016 年 1 月より前に製造された流通在庫品の場合は 2008 年版に適合しているか確認した。

一般体重計及び調理用はかりの調査結果概要を表10に示す。

(一般体重計)

- ・15型式中、性能基準は4型式(全45台中6台)、表示基準は5型式(全45台中17台)で、不適合の疑いが確認された。
- ・性能基準のうち零復帰機能の試験については、すべての体重計で表示固定機能付き又は、ゼロ復帰しない計量器ため、検査を省略した。
- ・荷重の負荷によって載せ台表面がたわむ型式が確認された。
- ・性能不適合が確認された計量器を分解確認後、再度組立てて再確認したところ、器差が零となった器物が確認された。

(調理用はかり)

- ・15型式中、性能基準は4型式(全45台中9台)の適合が確認された、表示基準は7型式(全45台中24台)で、不適合の疑いが確認された。
- ・性能基準のうち零復帰機能は全型式で適合していた。
- ・性能基準において不適合の疑いは無く、良好な結果であった。

(共通)

- ・質量単位以外の切替え機能として体重計では「体脂肪率」、調理用はかりでは、「カロリー」、「炭水化物量」、「体積」などの機能が確認されたが、これら質量以外の表示については、一般用体重計及び調理用はかりともにJIS B 7613:2015では、目安(計算、推計などを含む)である旨の表記が無いものが確認された。

表10 家庭用特定計量器調査結果概要

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の 疑いのある型式数	表示基準不適合の 疑いのある型式数
一般用体重計	15 (45台)	4 (6台)	5 (17台)
調理用はかり	15 (45台)	4 (9台)	7 (24台)

不適合の疑いがあるとされた製品の一覧表を表11及び表12に示す。計量行政室からこれらの輸入事業者、製造事業者等に対して、調査結果について説明を行い、また、不適合の疑いのある事項及び不適合の疑いには該当しなかったものの改善した方が望ましい事項について指導を行った。指導を行った事業者からは不適合事項が疑われた事項の原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正に関する報告又は改善した方が望ましい事項の改善に関する報告の提出を受けた。

ただし今年度の調査対象になっていた、一般体重計の輸入事業者である1byoneJapanは通知したにもかかわらず、調査に協力を得られず、改善も行われていない状況である。【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細に調査概要を記載する。

表11 一般用体重計不適合の疑いのある製品一覧

No	モデル名(型番)	ひょう量	目量	不適合の疑いのある項目 ^{注)}
C4	Ceircle Balance	150kg	100g	器差(2台) 表示
C7	WBCM-6C	136kg	100g(3~100kg) 200g(100~136kg)	器差(2台) 表示(1台)
C8	HCF-40	136kg	100g(5~100kg) 200g(100~150kg)	器差(1台) 表示
C10	YS-104	150kg	50g(5~99.95kg) 100g(100~150kg)	器差(2台)
C11	MG-BCM50F	180kg	0.2kg	表示
C12	SMART SCALE	180kg	0.1kg	表示
C14	A017-SC01	150kg	50g(0~100kg) 100g(100~150kg)	器差(1台) 表示
C15	BH-2975	150kg	200g	表示(1台)

※不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは3台とも不適合の疑いのある型式

表12 調理用はかり不適合の疑いのある製品一覧

No	モデル名(型番)	ひょう量	目量 (g)	不適合の疑いのある項目 ^{注)}
D4	D-16	1kg	1g	表示(1台)
D5	Genio	5kg	1g	器差(2台) 表示
D7	1030	3kg	1g	器差(2台) 表示
D8	MC-428	3kg	1g	器差(1台) 表示
D9	HAC1696	2kg	0.1g(0.2g~200g) 0.5g(200~1000g) 1g(1000~2000g)	表示
D10	HKR-3G	3kg	0.1 (0.2~200g) 0.5 (200~1000g) 1 (1000~2000g)	器差(3台) 表示
D11	CK-010	3kg	1g	器差(1台) 表示
D13	GR-9620	3kg	1g(4~500g) 2g(501~2000g)	表示
D14	K5	2kg	1g	表示
D15	MCK-88	1kg	1g	表示

※不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは3台とも不適合の疑いのある型式

②過去2年間の調査結果との比較

【一般用体重計】

これまでの調査結果との比較を表 13 に示す。平成 29 年度は 20 型式であったが、今年度において新製品の発売状況を考慮し、調査対象型式を 15 型式とした。

表 13 過去 2 年間の調査結果との比較(一般用体重計)

調査 年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
H28	20 (60台)	8 (11台)	40.0% (18.3%)	8 (24台)	40.0% (40.0%)
H29	20 (60台)	4 (6台)	20.0% (10.0%)	1 (3台)	5.0% (5.0%)
H30	15 (45台)	4 (6台)	26.7% (13.3%)	5 (17台)	33.3% (37.8%)

(性能)

過去2年間と比較して、今回、性能基準不適合の疑いのある型式数及び台数ともにその割合は昨年同等であった。性能については改善の傾向にあるが、依然として性能基準の倍以上の器差となった製品も見受けられた。

(表示)

過去2年間と比較して、表示基準不適合の疑いがある型式数は昨年度より増加した。技術基準(JISB7613:2015)が2015年8月20日に改定されたことを認識していない事業者があり、表記事項の不適合が見受けられたと思われる。過去に指導を行った製品で改善措置前の流通在庫と思われるものも見受けられた。

【調理用はかり】

これまでの調査結果との比較を表 14 に示す。平成 29 年度は 20 型式であったが、今年度において新製品の発売状況を考慮し、調査対象型式を 15 型式とした。

表 14 過去 2 年間の調査結果との比較(調理用はかり)

調査 年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
H28	20 (60台)	4 (5台)	20.0% (6.7%)	6 (18台)	30.0% (30.0%)
H29	20 (60台)	0 (0台)	0% (0%)	2 (6台)	10.0% (10.0%)
H30	15 (45台)	4 (9台)	26.7% (20.0%)	7 (24台)	46.7% (53.3%)

(性能)

過去2年間と比較して、今回、性能基準不適合の疑いのある型式数及び台数ともにその割合は昨年より増加した。性能についてはインターネット販売の普及により、計量器にへこみ等が見受けられるなど運送中の落下等が原因ではないかと思われる器差の不適合が見られた計量器もあった。

(表示)

過去2年間と比較して、今回、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに増加した。一般体重計と同様に技術基準が改定されたことを認識していない事業者があり、表記事項の不適合が見受けられたと思われる。過去に指導を行った製品で改善措置前の流通在庫と思われる型式も確認された。

【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細

不適合の疑いが確認された内容については、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、一型式につき3台を無作為に購入した結果である(サンプル調査)。

1. 一般用体重計

No. C4

(1) モデル名(型番)	Circle Balance
(2)ひょう量	150kg
(3)目量	100g
(4)測定の下限值	0kg
(5)輸入事業者名	株式会社ジャパン・インターナショナル・コマーンス
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・製造年
- ・消費者相談窓口に関する事項

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者
- ・計量精度
- ・丸正マーク

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・計量精度

○不適合の疑いの概要(性能:器差 2 台)

3 台中 2 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(kg)		許容差 (kg)
	C4-2	C4-3	
40	-0.06	+0.10	±0.2
75	-0.16	+0.04	±0.2
115	-0.30	+0.04	±0.3
150	-0.60	+0.50	±0.3

(参考)製品の外観



No. C7

(1)製品名	WBCM-6C
(2)ひょう量	136kg
(3)目量	100g(5kg から 100kg)
	200g(100kg 超え 136kg)
(4)測定の下限值	3kg
(5)輸入事業者名	株式会社丸隆
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

製品に次の表示が無かった。

・質量以外が目安である旨の表示なし

(参考)製品の外観



No.C8

(1)製品名	HCF-40
(2)ひょう量	136kg
(3)目量	100g(3kg から 100kg)
	200g(100kg 超え 136kg)
(4)測定の下限值	3kg
(5)輸入事業者名	株式会社永奏産業
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・消費者相談窓口に関する事項
- ・質量以外が目安である旨

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者
- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・計量精度

○不適合の疑いの概要(性能:器差 1 台)

3 台中 1 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(kg)	許容差 (kg)
	C8-2	
35	+0.12	±0.2
65	+0.30	±0.2
105	+0.40	±0.3
135	+0.48	±0.3

(参考)製品の外観



No.C10

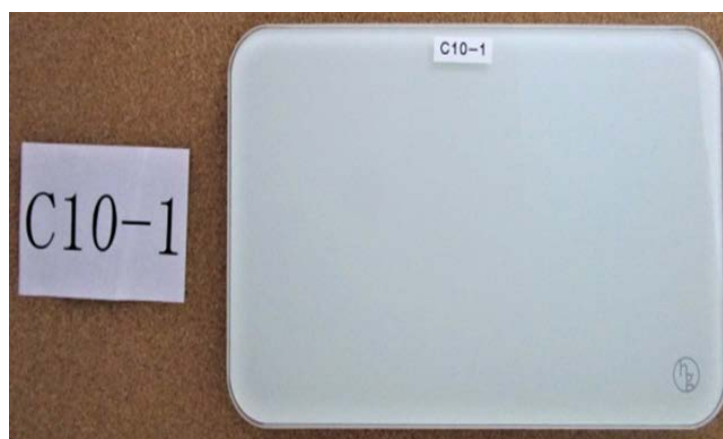
(1)製品名	YS-104
(2)ひょう量	150kg
(3)目量	50g(5kg から 99.95kg)
	100g(100kg 以上 150kg)
(4)測定の下限值	5kg
(5)輸入事業者名	株式会社エム・ワイ・エス
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(性能:器差 2 台)

3 台中 2 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(kg)		許容差 (kg)
	C10-1	C10-2	
40	-0.050	-0.100	±0.10
75	-0.110	-0.140	±0.10
115	0.00	-0.08	±0.3
150	0.00	-0.04	±0.3

(参考)製品の外観



No.C11

(1)製品名	MG-BCM50F
(2)ひょう量	180kg
(3)目量	0.2g
(4)測定の下限值	5kg
(5)輸入事業者名	株式会社ミムゴ
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・消費者相談窓口に関する事項
- ・質量以外が目安である旨

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度の表示

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・計量精度の表示

○計量法施行規則に次の不適合があった

- ・計量法施行規則第 22 条:丸正マークの表示の大きさが基準以下

(参考)製品の外観



No.C14

(1)製品名	A017-SC 01
(2)ひょう量	150kg
(3)目量	50g(0.2kg から 100kg)
	100g(100kg 超え 150kg)
(4)測定の下限值	200g
(5)輸入事業者名	株式会社アクシージア
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者の表示
- ・製造年
- ・質量以外が目安である旨

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者の表示
- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度
- ・丸正マークの表示

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・輸入製造事業者の表示
- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度
- ・重力補正機能又は使用場所の注意事項

○計量法施行規則に次の不適合があった

- ・計量法施行規則第 22 条:丸正マークの表示の大きさが基準以下

○不適合の疑いの概要(性能:器差 1 台)

3 台中 1 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(kg)	許容差 (kg)
	C14-2	
40	+0.150	±0.10
75	+0.220	±0.10
115	+0.18	±0.3
150	+0.06	±0.3

(参考)製品の外観



No.C15

(1)製品名	BH-2975
(2)ひょう量	150kg
(3)目量	200g
(4)測定の下限值	3kg
(5)輸入事業者名	株式会社ハシモト
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

製品に次の表示が無かった。

・製造年

(参考)製品の外観



2. 調理用はかり

No. D5

(1) モデル名(型番)	Genio
(2) ひょう量	5000g
(3) 目量	1g
(4) 測定の下限值	0g
(5) 輸入事業者名	株式会社ジャパン・インターナショナル・コマース
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者の表示
- ・消費者相談窓口に関する事項

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者の表示
- ・計量精度
- ・丸正マークの表示

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・計量精度
- ・重力補正機能又は使用場所の注意事項

○計量法施行規則に次の不適合があった

- ・計量第9条: 法定計量単位以外の表示
- ・計量法施行規則第20条: 調理用はかりの基準適合義務違反

○不適合の疑いの概要(性能: 器差 2 台)

3 台中 2 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(g)				許容差 (g)
	D5-1		C5-3		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	+0.2	0.0	0.0	±2
750	-3.0	-0.8	+2.6	+4.0	±2
1500	-2.0	+0.2	+5.6	+6.2	±3
2250	-2.0	-0.2	+8.4	+9.0	±3
3000	-3.6		+10.2		±3

(参考) 製品の外観



No. D7

(1) モデル名(型番)	1030
(2) ひょう量	3000g
(3) 目量	1g
(4) 測定の下限值	1g
(5) 輸入事業者名	株式会社大石アンドアソシエイツ
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・消費者相談窓口に関する事項

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・計量精度
- ・丸正マークの表示

③取扱説明書に次の表示が無かった。

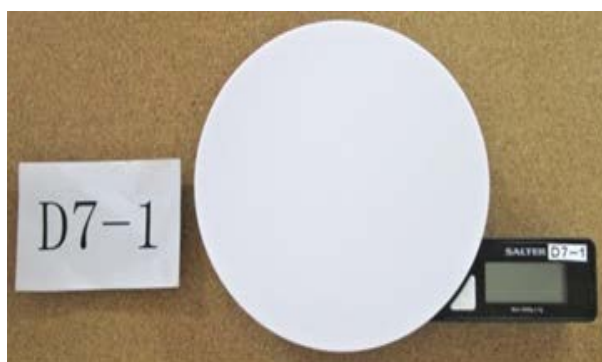
- ・計量精度
- ・重力補正機能又は使用場所の注意事項

○不適合の疑いの概要(性能:器差 2 台)

3 台中 2 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(g)				許容差 (g)
	D7-1		C7-3		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
750	-1.0	-1.0	-1.0	-0.6	±2
1500	-2.0	-2.0	-2.0	-1.4	±3
2250	-3.2	-3.0	-3.0	-2.4	±3
3000	-4.6		-4.0		±3

(参考)製品の外観



No. D8

(1) モデル名(型番)	MC-428
(2) ひょう量	3000g
(3) 目量	1g
(4) 測定の下限值	0g
(5) 輸入事業者名	株式会社タマハシ
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・製造年
- ・消費者相談窓口に関する事項

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・計量精度が規定に適合していない

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・計量精度が規定に適合していない
- ・重力補正機能又は使用場所の注意事項

○不適合の疑いの概要(性能:器差 2 台)

3 台中 1 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (g)		許容差 (g)
	D8-1		
	行き	帰り	
0	0.0	0.0	±2
750	+2.6	+2.4	±2
1500	+5.4	+5.0	±3
2250	+8.4	+8.4	±3
3000	+11.0		±3

(参考)製品の外観



No. D9

(1) モデル名(型番)	HAC1696
(2) ひょう量	2000g
(3) 目量	0.1g(0g から 200g)
	0.5g(200g 超え 1000g)
(4) 測定の下限值	0.1g
(5) 輸入事業者名	株式会社ハック
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・重力補正機能又は使用場所の注意事項

(参考)製品の外観



No. D10

(1) モデル名(型番)	HKR-3G
(2) ひょう量	3000g
(3) 目量	1g
(4) 測定の下限值	2g
(5) 輸入事業者名	株式会社タマハシ
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

・消費者相談窓口に関する事項

②個装箱に次の表示が無かった。

・計量精度の表示

③取扱説明書に次の表示が無かった。

・重力補正機能又は使用場所の注意事項

○不適合の疑いの概要(性能:器差 3 台)

3 台中 3 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(g)						許容差 (g)
	D10-1		D10-2		C10-3		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	±2
750	+1.6	+2.0	+1.0	+2.0	-6.6	-6.8	±2
1500	+3.0	+3.4	+2.6	+3.0	-13.2	-14.0	±3
2250	+4.4	+4.6	+4.0	+4.0	-19.2	-20.4	±3
3000	+5.8		+4.8		-25.2		±3

(参考)製品の外観



No. D11

(1) モデル名(型番)	CK-010
(2) ひょう量	3000g
(3) 目量	1g
(4) 測定の下限值	1g
(5) 輸入事業者名	株式会社クレセル
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①個装箱に次の表示が無かった。

- ・計量精度の表示
- ・丸正マークの表示

②取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・重力補正機能又は使用場所の注意事項

○不適合の疑いの概要(性能:器差3台)

3台中3台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差(g)		許容差 (g)
	D11-2		
	行き	帰り	
0	0.0	0.6	±2
750	+0.2	+1.8	±2
1500	+2.4	+3.8	±3
2250	+3.8	+4.4	±3
3000	+5.4		±3

(参考)製品の外観



No. D13

(1) モデル名(型番)	GR-9620
(2) ひょう量	2000g
(3) 目量	1g(4g から 500g)
	2g(500g 超え 2000g)
(4) 測定の下限值	4g
(5) 輸入事業者名	株式会社トーアコーポレーション(廃業)
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

- ・製造年の表示
- ・質量以外が目安である旨

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度の表示

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度の表示

(参考)製品の外観



No. D14

(1) モデル名(型番)	K5
(2) ひょう量	1000g
(3) 目量	1g
(4) 測定の下限值	1g
(5) 輸入事業者名	株式会社CAS
(6) 生産国	中国

○不適合の疑いの概要(表示)

①製品に次の表示が無かった。

・質量以外が目安である旨

②計量法施行規則に次の不適合があった

・計量法施行規則第 22 条: 丸正マークの表示の大きさが基準以下

(参考)製品の外観



試買調査結果の改善がなされていない事業者

平成30年度試買調査事業（試買調査概要及び試買調査詳細版参照）において店舗やインターネットで販売されている家庭用特定計量器について、計量法及び家庭用特定計量器の技術基準（JISB7613）への適合状況の調査を行った結果、以下の点について不適合が見つかった。事業者へのヒアリングを行うこととなり、連絡をしたが再三の連絡に応じず、現在においても不適合事項が改善されていない事業者の詳細について記載する。

No.C12

(1)製品名	SMART SCALE
(2)ひょう量	180kg
(3)目量	0.1kg
(4) 測定の下限值	0kg
(5)製造事業者	lbyone products Inc.
(5)輸入事業者名	lbyone Japan
(6)生産国	中国

○不適合の疑いの概要（表示）

①製品に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者の表示
- ・製造年
- ・消費者相談窓口に関する事項
- ・質量以外が目安である旨

②個装箱に次の表示が無かった。

- ・輸入事業者の表示
- ・質量以外が目安である旨
- ・計量精度

③取扱説明書に次の表示が無かった。

- ・計量精度

○計量法施行規則に次の不適合があった

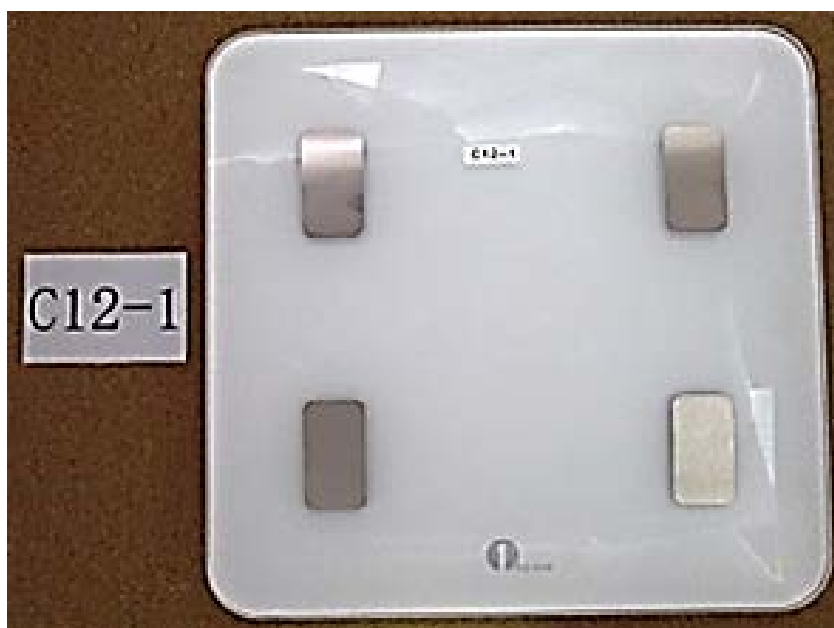
- ・計量法施行規則第 22 条：丸正マークの表示の大きさが基準以下
- ・計量法第 9 条：法定計量単位以外の表示

○不適合の疑いの概要（性能：器差 2 台）

3 台中 2 台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差 (kg)		許容差 (kg)
	C4-2	C4-3	
40	-0.06	+0.10	±0.2
75	-0.16	+0.04	±0.2
115	-0.30	+0.04	±0.3
150	-0.60	+0.50	±0.3

(参考)製品の外観及び表記



1 by one www.1byone.com

- 乗るだけで測定開始
- 4つのドイツ製高精度センサーが内蔵される
- 最大10人のユーザープロフィールを自動認識できる (APPと連携可能)
- 生体インピーダンス分析 (BIA) 技術により、体水分率、体脂肪率、骨量、BML、内臓脂肪レベル、BMRと筋肉量が測定可能
- 6mmの強化ガラス製プラットフォーム
- 体重 0~180kgまで
- オーバーロード機能と低残量バッテリーの通知機能
- 自動電源オフ機能

精度範囲

50KG±300g	100KG±400g	150KG±500g
-----------	------------	------------

表示マーク

Lo	電池残量低下
Err	エラーが生じた

仕様

1. 27x80mmの高精細の液晶ディスプレイ
2. 単位: kg
3. 最大登録人数: 10人
4. 3種のレベル: 普通、アマチュア選手、プロ選手
5. 最大計量: 180kg
6. 最小表示: 0.1KG
7. 筋肉量の測定単位: 0.1KG
8. 体重の測定単位: 0.1KG
9. 体脂肪率の測定単位: 0.1%
10. 体水分率の測定単位: 0.1%
11. 骨量の単位: 0.1kg
12. 年齢範囲: 10歳~99歳
13. 身長範囲: 100CM~220CM
14. 使用温度: 10~40°C
15. 使用湿度: 20%~90%
16. 保存温度: -10~50°C
17. 電源: DC 6V (単4形マンガン乾電池4本)

1 by one
Smart Scale
 FCC ID: 2ACZTCF377
 Max weight: 180kg / 400lb
 Graduation: 0.1kg / 0.2lb
 Power: 4 x AAA 6V
 www.1byone.com
 Made in China

CE FC RoHS

【参考1】適用した技術基準及び試験・検査方法

今回の調査に適用した技術基準である関係省令等(省令に引用されている該当JISを含む。)は次のとおり。

1. 特定計量器検定検査規則

(抵抗体温計・アネロイド型血圧計共通)

①指定省令への適合状況

技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)第8条の基準適合証印等次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

(表示)

第8条 基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法第16条第1項第2号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 基準適合証印の形状は次のとおりとする。



二 (略)

- 2 基準適合証印は、法第76条第1項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)が示した場合にあっては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。
- 3 基準適合証印は、前項の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、前項の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所が認める場合にあっては、研究所が個々に定めることができる。

②検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

検則第7、8条及び第550条(JIS T1115 附属書1 3.1 表記)への適合状況について製品を目視によって確認した。

(表記等)

第7条 特定計量器の表記及び目盛標識(以下「表記等」という。)は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

2 特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。

3 特定計量器には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

- 一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)又は様式第6により経済産業大臣に届け出た記号
- 二 当該特定計量器の製造年
- 三 製造番号

4 前項第2号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

5(略)

6 特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

(計量単位)

- 第 8 条 特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成 4 年通商産業省令第 80 号。以下「単位規則」という。）第 1 条 に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があつてはならない。
- 2 特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第 2 条 に定めるものを標準とするものでなければならない。

2. 血圧計

(1)性能

①検定公差

検則第 564 条(検定公差)に規定されている日本工業規格 JIS T1115(2005)非観血式電子血圧計 附属書 1(規定)計量法による電気式アネロイド型血圧計(以下「JIS T1115 附属書 1」という。)の 5. 検定公差における適合状況を確認した。血圧計の検定公差及び使用公差は(参考 1—表 1)のとおりである。

(参考 1—表 1)血圧計の検定公差及び使用公差

	検定公差	使用公差
許容差	±3mmHg	±6mmHg

②試験・検査方法

検則第 573 条(JIS T1115 附属書 1 4.1 カフ内圧力表示の器差の試験方法)に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。なお、使用公差を確認する試験方法は、検則第 577 条に規定されているが、検定公差と同じ試験方法である。

4.1 カフ内圧力表示の器差の試験方法

4.1.1 試験装置

- a) カフ容量相当の剛性容器
- b) 圧力基準器
- c) 圧力発生装置
- d) T 字継手及びホース

4.1.2 手順

- a) カフを剛性容器[4.1.1 a)]に置き換える。圧力基準器[4.1.1 b)]を T 字継手とホース[4.1.1 d)]を用いて、空気系回路に接続する。必要な場合、電気式アネロイド型血圧計を受検モードにした後、他の T 字継手を用いて圧力発生装置[4.1.1 c)]を接続する。
- b) 試験は、計量範囲を 50 mmHg の圧力間隔ごとに加圧・減圧時に行う。
- c) 試験は 2 回行い、加圧・減圧時各々の器差の 2 回の平均値により判定する。

使用した試験機器

名称	型番	メーカー
圧力標準器 ^注 (圧力基準器)	MT210F	横河電機株式会社
圧力発生装置	MC100	横河電機株式会社
サージタンク (剛性容器)	500 mL	—
	100 mL	—

注)JIS では、圧力基準器となっているが、型式承認試験で使用している圧力標準器を使用。

(2)表示

(電気式アネロイド型血圧計の表記)

検則第 550 条(JIS T1115 附属書 1)

- 3.1 表記 電気式アネロイド型血圧計には見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。
- a) 定格電圧及び電源の種類
 - b) 計量範囲及び目量

2. 抵抗体温計

(1) 性能

① 検定公差

検則第 255 条(検定公差)に規定されている日本産業規格 JIS T1140(2014)抵抗体温計 附属書 JA(規定)計量法による抵抗体温計(以下「JIS T1140 附属書 JA」という。)の JA.3. 検定公差における適合状況を確認した。血圧計の検定公差及び使用公差は(参考 1—表 1)のとおりである。

表 JA.3—検定公差

		単位 °C
用途	温度範囲	検定公差 a)
一般用	30～43	±0.1
婦人用	30～35 未満	±0.1
	35～38	±0.05
	38 超～43	±0.1
広範囲用	低体温 20～30 未満	±0.4
	30～43	±0.1
	高体温 43 超～45	±0.2
注 a) 測温部分離形の場合は、体温表示部(本体)と測温部とを組み合わせた場合で検定公差以内でなければならない。		

② 試験・検査方法

検則第 272 条(JIS T1140 附属書 JB.3 器差検定の方法)に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。なお、使用公差を確認する試験方法は、検則第 284 条の 2 に規定されているが、器差検定の方法と同じ試験方法である。

JB.3.1 器差検定の条件

- a) 検定環境 室温 18 °C～28 °C、相対湿度が 30 %～70 %の範囲で検定を行う。
- b) 一般用及び婦人用の器差検定を行う温度測定点 一般用及び婦人用の温度測定点は、次による。
 - 1) 測温範囲の最高温度
 - 2) 測温範囲の最低温度
 - 3) 37 °C 付近又は 1)～2) の温度範囲の任意の一点以上

なお、1) 及び／又は 2) の温度測定点についての器差検定が困難な場合は、できるだけそれに近い温度測定点について行う。
- c) 広範囲用の器差検定を行う温度測定点 広範囲用の温度測定点は、次による。ただし、20 °C～30 °Cの測温範囲又は 43 °C～45 °Cの測温範囲がない体温計は、次の 2) 又は 4) を除く。
 - 1) 測温範囲の最高温度
 - 2) 43 °C 付近
 - 3) 37 °C 付近又は 30 °C～43 °Cの任意の一点以上
 - 4) 30 °C 付近
 - 5) 測温範囲の最低温度

なお、1) 及び／又は 5) の温度測定点についての温度指示特性試験が困難な場合は、でき

るだけそれに近い温度測定点について行う。

- d) 基準器 計量法第 103 条第 1 項の規定によって基準器検査に合格し、かつ有効期間内にある 0.1 °C 以下の目量を有する基準ガラス製温度計。
- e) 検査槽 水温槽を使用するときは、基準ガラス製温度計及び検定を行う体温計の温度を感じる速さに応じて、水温槽の温度が検定に必要な一定の温度に保持できる状態又は極めて緩やかに上昇する状態で、かつ、水温槽内部の温度が常に均一になるように液体をかくはんしながら行う。

注記 水温槽は、JIS B 7411-1 の 8.1.2 に規定する ± 0.02 °C 以内の温度分布の性能をもつことが望ましい。

JB.3.2 器差検定の方法

器差検定の方法は、次による。

- a) 検定は、体温計と基準ガラス製温度計との示度を比較することによって行い、体温計の示度から基準ガラス製温度計の示度を減じて器差を求める。
- b) 検定は、体温計の測温部を測温部の保護管の外径の 20 倍の長さ又は 5 cm のいずれか短い方の深さまで水温槽に沈めるか、体温計を水温槽に沈め表示が十分に安定した後行う。
- c) 検定で使用する基準ガラス製温度計の目盛線は、目盛面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。
- d) 検定すべき温度を基準ガラス製温度計の表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただし、水温槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、JB.3.3 による補正値を加える。
- e) 示度の視定は、体温計を水温槽から取り出した後、速やかに行う。

JB.3.3 検定温度の補正

温度の補正値は、次の式によって算出する。

$$C = n(T - t)K$$

ここに C : 補正値(°C)

n : 露出部(検定を行う目盛線とそれに対応する温度に保った箇所との間の部分をいう。)の長さをその目盛面における 1 °C に相当する長さで除した値

T : 水温槽の温度(°C)

t : 露出部の平均温度(°C)

K : ガラスに対する感温液の見掛けの膨張係数(水銀温度計を用いるので $K = 1/6300$ とする。)

(2) 表示

(抵抗体温計の表記)

検則第 215 条(JIS T1140 附属書 JA)

JA.7.1 体温表示部(本体)の表示

体温表示部は、見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

- a) “体温計”とする。
- b) 予測機能付きは、“予測式”とする。
- c) 婦人用は、“婦人用”とする。

- d) 広範囲用は, “広範囲用”とする。
- e) 測温部が分離できる体温計は, 合番号
- f) 製造事業者名, 製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号
- g) 製造番号
- h) 製造年
- i) 温度単位の記号“℃”

JA.7.2 測温部の表示

測温部が分離できる体温計は, 見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

- a) 体温表示部(本体)との合番号
- b) 製造事業者名, 製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号

2. 家庭用特定計量器

(1)性能

①器差

計量法施行規則(平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。)第 20 条に規定されている日本工業規格 JIS B7613(2008)家庭用はかり—一般用体重計, 乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下「JIS B7613」という。)の 4.2 器差における表 12 への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の許容差は(参考 1—表 3)のとおり。

(参考 1—表 3) 器差に関する許容差

体重計の器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 1/2 以下の場合	ひょう量の 1/2 を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

調理用はかりの器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 1/4 以下の場合	ひょう量の 1/4 を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

②零復帰度

零復帰度を有するはかり(今回の調査では調理用はかり)は、施行規則第 20 条(JIS B7613 4.3 零復帰度)への適合状況を確認した。調理用はかりの基準は次のとおり。

・荷重前後の零点の差が±2 目量を超えてはならない。

○試験・検査方法

施行規則第 20 条(JIS B7613 6.2.1 器差試験)に基づき(参考 1—表 3)への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。なお、試験・検査の試験条件は、JIS B7613 の 6.1 試験条件に従って実施した。試験に使用した分銅は(参考 1—表 4)のとおり。

6.1 試験条件

6.1.1 標準状態

試験環境の標準状態は, 次による。

- a) 温度 23±5 ℃
- b) 相対湿度²⁾ (50±20) %

注 ²⁾ 相対湿度は, 作動に電源を必要とする家庭用はかりの試験の場合に限って適用する。

6.1.2 試験器具

器差の測定に用いる器具は, 次による。

- a) 分銅 器差の測定に用いる分銅は、その誤差が表 1 の許容差の 1/3 を超えないものでなければならない。

注記 器差の測定に用いる分銅は、国家標準など SI 単位を実現している標準へのトレーサビリティを補償していることが望ましい。

(参考1—表4)試験に使用した分銅

計量器	質量	材質及び形状
一般体重計	40 kg	ステンレス製円柱型
	35 kg	ステンレス製円柱型
	20 kg	ステンレス製枕型
	10 kg	ステンレス製枕型
	5 kg	ステンレス製枕型
	1 kg	ステンレス製枕型
調理用はかり	500 g	ステンレス製円盤型
	200 g	ステンレス製円盤型
	50 g	ステンレス製円盤型

日本品質保証機構が保管する国家標準にトレーサブルな参照標準分銅によって F2 クラスおよび M2(調理用はかり)と同等に調整し、校正を行った分銅である。

- b) 測定台 家庭用はかりを置く測定台は、水平からの傾きが 0.5 度以下の定盤又は堅ろうな台とする。

6.1.3 荷重の負荷方法

分銅を用いて荷重を負荷するときは、次による。

- a) 一般用体重計においては、載せ台部の中心に負荷する。ただし、補助板を使用して負荷する場合は、通常の体重測定において荷重が負荷される位置に、補助板を載せ台部の縁、表示装置などに掛からないように置き、その上に均等に負荷する。
- b) 乳幼児用体重計及び調理用はかりにおいては、載せ台部の中心に負荷する。

6.2.1 器差試験

器差試験は、家庭用はかりを標準状態に 2 時間以上保持した後に、6.1.4 によって行う。

6.1.4 器差の測定方法

器差の測定方法は、次による。

- a) 家庭用はかりを測定台に置き、水平を確保する。
- b) ひょう量に相当する荷重を 3 回繰り返し負荷する。
- c) 載せ台を 2～3 回軽く押した後、指示を零点に設定する。ただし、零点指示がないものは必要ない。
- d) 体重計においては、ひょう量の約 25%、約 50%、約 75%及びひょう量付近の四つの荷重を、ひょう量付近まで順次負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。
調理用はかりにおいては、ひょう量の約 25%、約 50%、約 75%及びひょう量付近の四つの荷重を、ひょう量付近まで順次負荷し、その後、順次負荷を減じて、各質量において安定した状態で計量値を読み取る。
ただし、表示固定機能のある家庭用はかりにおいては、ひょう量の約 25%、約 50%、約 75%及びひょう量付近の四つの荷重を、それぞれ負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。
- e) c)及び d)を 5 回繰り返し、それぞれの計量値の平均値を計量値とし、器差を求める。器差を求めるときに必要となる真の値は、分銅に表記又は校正証明書に表記される質量とする。

6.2.2 零復帰度試験

零復帰度試験は、載せ台部に荷重を負荷していない状態の計量値と、その後、ひょう量に相当する荷重を負荷し、直ちに載せ台部からすべての荷重を取り除いた状態の計量値との変化を調べる。ただし、零点を表示しない家庭用はかりにおいては、この試験を省略することができる。

(2)表示

①丸正マーク等表示の方法の基準への適合状況

施行規則第 22 条(表示の方法)の丸正マーク等次の技術基準への適合状況を製品の目視等によって確認した。

(表示の方法)

第 22 条 法第 54 条第 1 項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。

- 一 表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。
- 二 表示の形状は、次のとおりとする。



三 表示の大きさは、直径8ミリメートル以上とする。

四 表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

②施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示基準への適合状況

施行規則第 20 条(JIS B7613 10. 表示)の全項目の適合状況を製品の目視によって確認した。
表示の技術基準は次のとおり。

10 表示

10.1 製品の表示

見やすい箇所に誤字及び脱字がなく、また、容易に消えない方法で、次の事項を表示しなければならない。なお、分離形の場合は、載せ台部に表示する。ただし、載せ台部に加えて載せ台部以外の部分に表示してもよい。

- a) 国内で製造されている場合は、製造事業者名又はその略号。海外で製造されている場合は、そのほかりを輸入した輸入事業者名又はその略号。
なお、販売事業者名は表示してもよいが、製造事業者名又はその略号及び輸入事業者名又はその略号と識別ができなければならない。
- b) 製品の名称及び型式。ただし、製品の形状からはかりの種類が明らかに分かる場合は、製品の名称の表示を省略することができる。
- c) 製造番号(器物番号を含む。ロット番号でもよい。)
- d) 製造年
なお、c) の最初の 1 桁目又は 2 桁目を西暦の下 1 桁又は 2 桁としてもよい。この場合、取扱説明書に製造年の表示ルールを表示しなければならない。
- e) 計量範囲及び目量。計量範囲の下限値が 0 の場合、計量範囲は、ひょう量(最大計量)のみ表示してもよい。また、目量は、最小表示と表示してもよい。ひょう量及び計量の下限値を明らかにするとともに、計量範囲によって目量が異なる場合は、計量範囲ごとの目量を明らかにする。
- f) 最大風袋引き量(ひょう量と異なる場合)。ただし、プリセット風袋引き装置の場合は除く。
- g) 作動に電源を必要とするはかりは、次のいずれかの表示
一 電池の種類及び個数(電池を使用する場合)
一 定格電圧(AC アダプタを使用する場合)
一 電池の種類及び個数並びに定格電圧(電池及び AC アダプタを使用する場合)
- h) 分離形であって、表示装置を特定する必要がある場合は、表示装置の器物番号若しくは型式又は表示装置を特定する記号
- j) 消費者相談窓口に関する事項は、窓口の連絡先(少なくとも電話番号を表示する。)
- k) 質量の計量単位以外の計量単位を表示する場合は、その計量単位は目安(計算、推計などを含む。)である旨を表記する。
- l) 手動操作で目量の切替えができるはかりであって、それらの目量のうち目安表示がある場合は、目安である旨

10.2 個装箱の表示

1 台ごとの個装箱には、10.1 a), b), e) 及び k) によるほか、次の事項を表示する。

- a) 計量範囲に応じて 4.2 の計量精度を表示する。
- b) 見やすい箇所に計量法施行規則第 22 条第 2 号の表示
- c) 分離形であって、載せ台部以外の装置、はかりの作動に必要なソフトウェアなどを個装箱に同包しない場合は、はかりとして使用する場合に必要となる附属装置、ソフトウェアなどを同包しない旨

10.3 取扱説明書の表示

取扱説明書には、見やすい文字、かつ、分かりやすい表現を使用して、次の事項を表示する。

- a) 10.1 a) の表示及びそれらの住所
- b) 製品の名称及び型式
- c) 10.1 e), k), l) 及び 10.2 a) の表示
- d) 主要部の名称及び機能
- e) 附属品¹⁾がある場合は、その名称及び数量。
注¹⁾分離形の場合は、家庭用はかりとして使用する場合に必要とする附属装置及び／又は家庭用はかりの作動に必要なソフトウェア。
- f) 6.5 において使用場所の注意事項が必要な場合は、その旨
- g) 使用方法⁴⁾、使用上の安全注意事項、保管上の注意事項、性能維持に関する事項
注⁴⁾ 取引又は証明に使用できないことなどの使用上の注意を含む。
- h) 窓口の連絡先(住所及び電話番号)を表示する。また、メールアドレス又はホームページの URL を表示するのが望ましい。

<抵抗体温計、一般体重計、調理用はかり>

【性能試験実施場所】

一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター
〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-4-4

<アネロイド型血圧計>

【性能試験実施場所】

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター
〒305-8560 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3

【参考2】市場調査結果

製品を試買するにあたって、平成30年7～10月にこの事業の委託先である株式会社矢野経済研究所において実店舗とネット販売との比較、地域性等の市場調査を行うために、製品の種類、価格等を訪問、電話及びインターネット検索によって実施した。その結果は次のとおり。

1. 調査概要

(1) 実店舗調査

調査対象地域： 北海道／東北圏、関東圏、中部圏、関西圏、九州圏

店舗分類： 家電量販店、総合スーパー、ホームセンター、百貨店、ドラッグストア

調査方法： 調査対象地域ごとに店舗分類の各店舗が含まれるよう選定し、20店舗以上（同一チェーン店を除く）の訪問調査。

(2) インターネット販売（以下「ネット販売」という。）調査

調査対象計量器についてネット販売を行っている50店舗を抽出し、調査。

2. 指定製造事業者

(1) 生産国別の比較

市場に販売されている計量器は抵抗体温計（約95%）、アネロイド型血圧計（約79%）ともに中国製が多くなっている。販売価格平均値をみると、日本製は中国製より抵抗体温計が2割程度高くなっており、アネロイド型血圧計では日本製は中国製より4,500円程度高くなっている。また、アネロイド型血圧計は日本製、中国製以外にインドネシア製も確認された。取扱型式数とその生産国の調査結果を抵抗体温計（参考2：表1）及びアネロイド型血圧計（参考2：表2）に示す。

（参考2：表1）調査した取扱型式数と計量器の生産国（抵抗体温計）

比較項目	総数	日本製	中国製	不明
調査を行った取扱型式数	64	3	61	0
該当台数	850	3	795	52
販売最高価格	9,919円	3,400円	9,919円	4,720円
販売最低価格	313円	1,790円	313円	435円
販売平均価格	1,889円	2,327円	1,864円	2,011円

※販売価格は税抜

（参考2：表2）調査した取扱型式数と計量器の生産国（アネロイド型血圧計）

比較項目	総数	日本製	中国製	インドネシア製	不明
調査を行った取扱型式数	164	30	130	4	0
該当台数	1,311	236	1,038	15	22
販売最高価格	28,381円	21,070円	28,381円	15,666円	16,800円
販売最低価格	1,322円	4,148円	1,332円	4,269円	2,280円
販売平均価格	7,354円	11,036円	6,541円	8,285円	6,990円

※販売価格は税抜

(2) 実店舗とインターネット上の店舗の比較

抵抗体温計は、1店舗当たり販売製品種類数はインターネット上の店舗の方が多く、販売価格平均値についてもインターネット上の店舗の方が高い。インターネット上の店舗では、比較的安価な価格に対して送料や手数料の占める割合が高いことから、販売価格平均値が高くなっていると考えられる。また、付加機能等による差別化が難しい計量器であり、実店舗では価格が下がりやすいのではないかと考えられる。

アネロイド型血圧計は、販売製品種類平均値には大きな差がみられないが、販売価格平均値はインターネット上の店舗の方が低くなっている。

1店舗当たりの販売製品種類と販売価格について、店舗分類ごとの比較の結果を(参考2:表3)に示す。

(参考2:表3) 店舗分類ごとの販売製品種類と販売価格

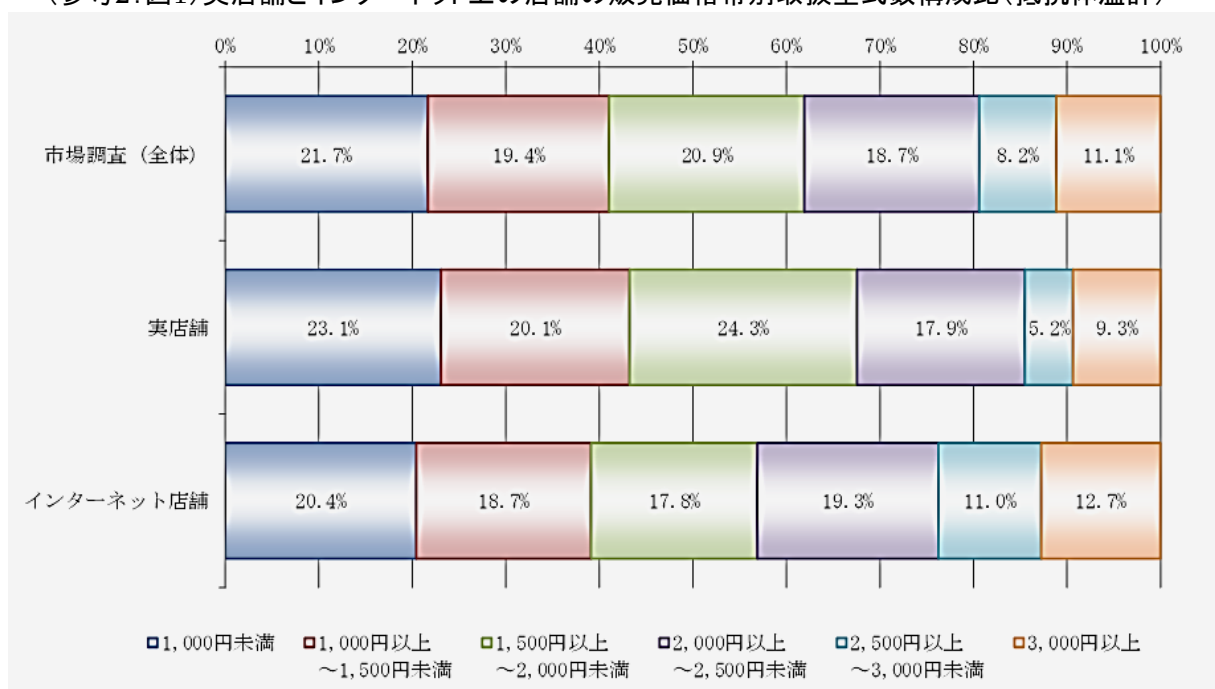
比較項目	全店舗	実店舗	インターネット上の店舗
販売が確認できた店舗数	77	41	36
	68	34	34
1店舗当たり販売製品種類最大値	53	29	53
	73	58	73
1店舗当たり販売製品種類平均値	11.2	9.9	12.7
	20.0	19.4	20.7
販売価格最大値	9,919 円	9,000 円	9,919 円
	28,381 円	21,470 円	28,381 円
販売価格最小値	313 円	313 円	323 円
	1,332 円	1,780 円	1,332 円
販売価格平均値	1,889 円	1,784 円	1,982 円
	7,354 円	7,711 円	7,020 円

※上段が抵抗体温計、下段がアネロイド型血圧計

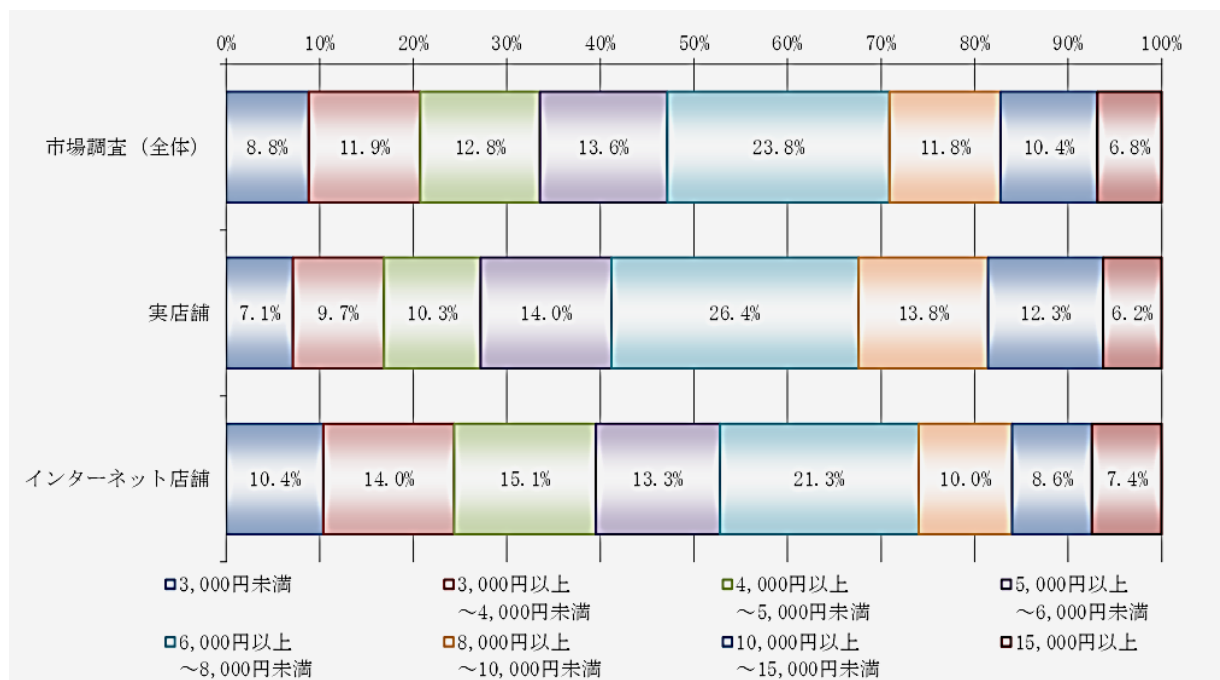
※販売価格は税抜

店舗分類について、販売価格帯別の取扱型式数の構成比を抵抗体温計(参考2:図1)及びアネロイド型血圧計(参考:図2)に示す。

(参考2:図1) 実店舗とインターネット上の店舗の販売価格帯別取扱型式数構成比(抵抗体温計)



(参考2: 図2) 実店舗とインターネット上の店舗の販売価格帯別取扱型式数構成比(アネロイド型血圧計)



(3) 地域の比較(実店舗)

1店舗当たりの販売製品種類と販売価格について、地域ごとの比較の結果を(参考2: 表4)に示す。

(参考2: 表4) 地域ごとの販売製品種類と販売価格

調査項目	北海道／東北圏	首都圏	中部圏	関西圏	中四国圏	九州圏
販売が確認できた店舗数	7 6	9 10	4 5	7 6	7 6	7 5
一店舗当たり取扱型式数最大値	29 58	17 48	17 31	24 54	19 24	29 58
一店舗当たり取扱型式数平均値	10.7 21.3	7.7 13.3	11.5 14.6	8.6 14.6	5.5 11.0	10.0 15.0
販売最高価格	6,980円 19,880円	4,790円 21,470円	6,172円 18,334円	9,000円 19,800円	3,980円 18,800円	3,980円 19,880円
販売最低価格	439円 2,390円	355円 2,170円	448円 1,780円	313円 1,780円	580円 2,280円	378円 2,390円
販売平均価格	1,749円 7,009円	1,644円 7,628円	2,009円 8,110円	1,719円 7,582円	1,839円 8,853円	1,816円 7,504円

※上段が抵抗体温計、下段がアネロイド型血圧計

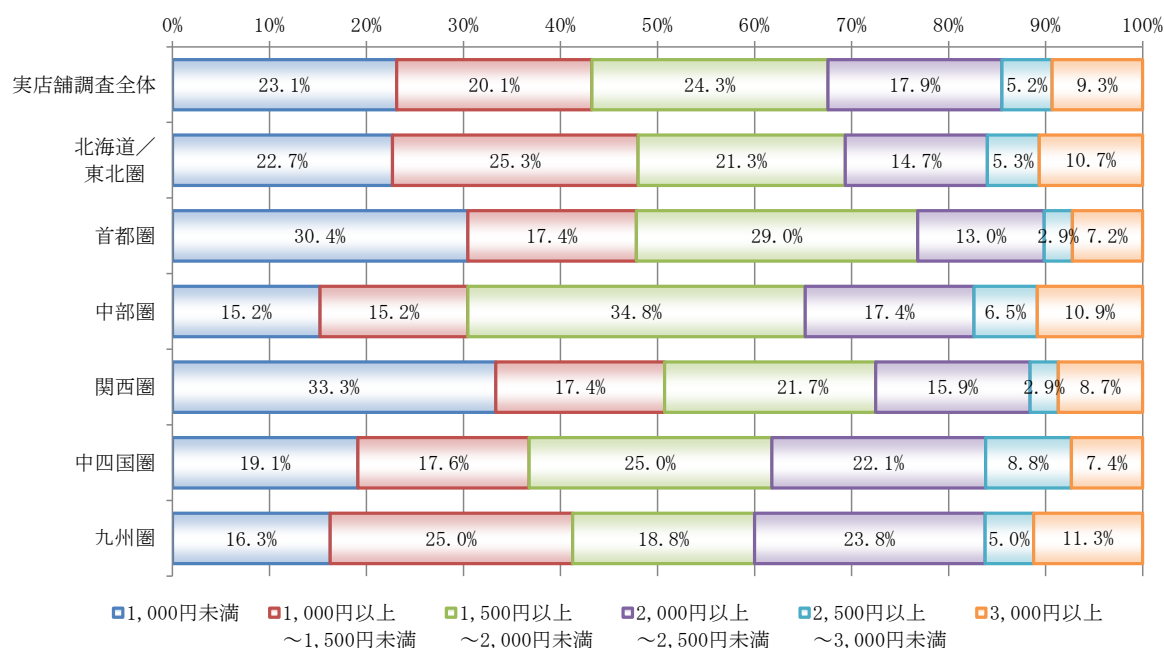
※販売価格は税抜

抵抗体温計では、1店舗当たり販売製品種類平均値は中部圏が11.5点と最も高くなっている。販売価格平均値は中部圏が2,009円と最も高く、次いで中四国圏が1,839円となっており、中部圏のみが2,000円台となっている。

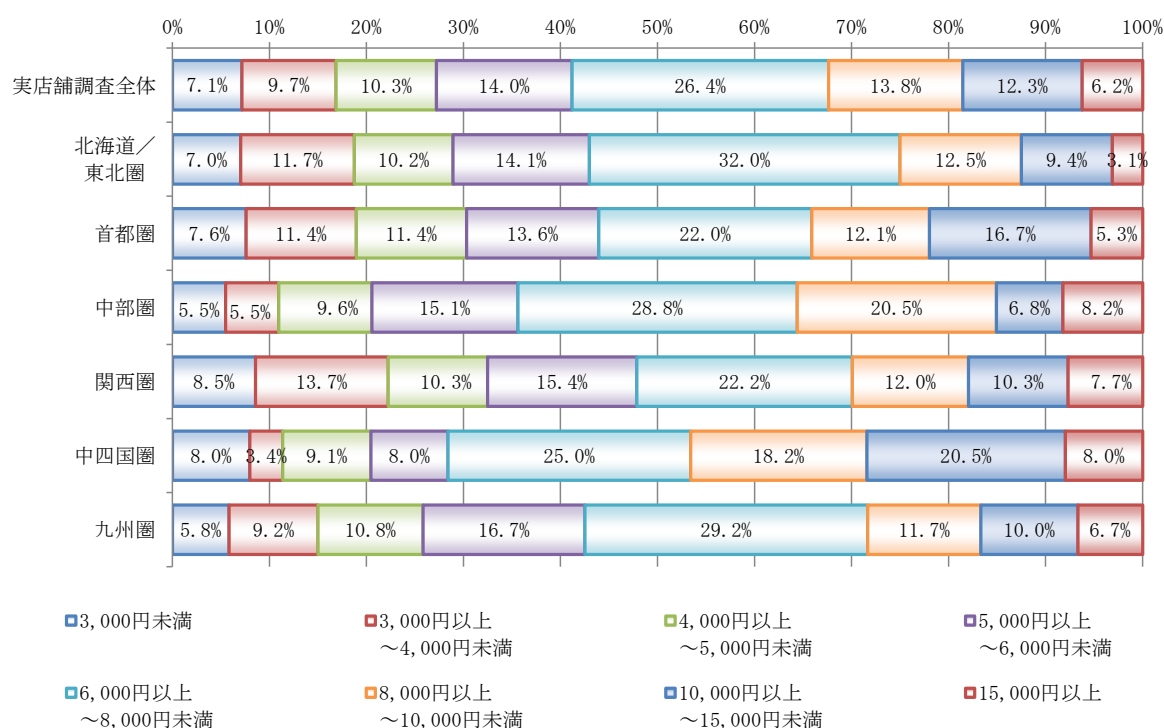
アネロイド型血圧計では、1店舗当たり販売製品種類平均値は北海道／東北圏が21.3点と最も高くなっている。販売価格平均値は中四国圏が8,853円と最も高く、次いで中部圏が8,110円となっている。

次に、実店舗の店舗分類ごとに販売製品種類と販売価格について、地域ごとの比較構成比を抵抗体温計(参考2:図3)及びアネロイド型血圧計(参考2:図4)に示す。

(参考2:図3)地域ごとの販売価格帯別型式数構成比(抵抗体温計)



(参考2:図4)地域ごとの販売価格帯別型式数構成比(アネロイド型血圧計)



(4) 店舗分類の比較(実店舗)

1店舗当たりの販売製品種類と販売価格について、店舗分類ごとの比較の結果を(参考2:表5)に示す。

(参考2:表5) 店舗分類(実店舗)ごとの販売製品種類と販売価格

調査項目	家電量販店	総合スーパー	百貨店	ホームセンター	ドラッグストア	その他小売業
販売が確認できた店舗数	12	5	1	11	7	5
	12	3	1	9	7	6
一店舗当たり取扱型式数最大値	29	7	1	9	19	14
	58	19	12	8	17	25
一店舗当たり取扱型式数平均値	17.0	4.4	1.0	4.9	11.1	9.6
	33.5	10.7	12.0	6.3	11.3	12.8
販売最高価格	9,000円 21,470円	2,362円 18,800円	2,204円 19,444円	3,686円 14,800円	6,172円 16,800円	3,860円 17,900円
販売最低価格	313円 1,780円	580円 2,760円	2,204円 4,143円	378円 1,980円	598円 3,685円	498円 1,980円
販売平均価格	1,736円 7,717円	1,692円 8,571円	2,204円 11,179円	1,650円 6,070円	2,126円 8,225円	1,691円 7,468円

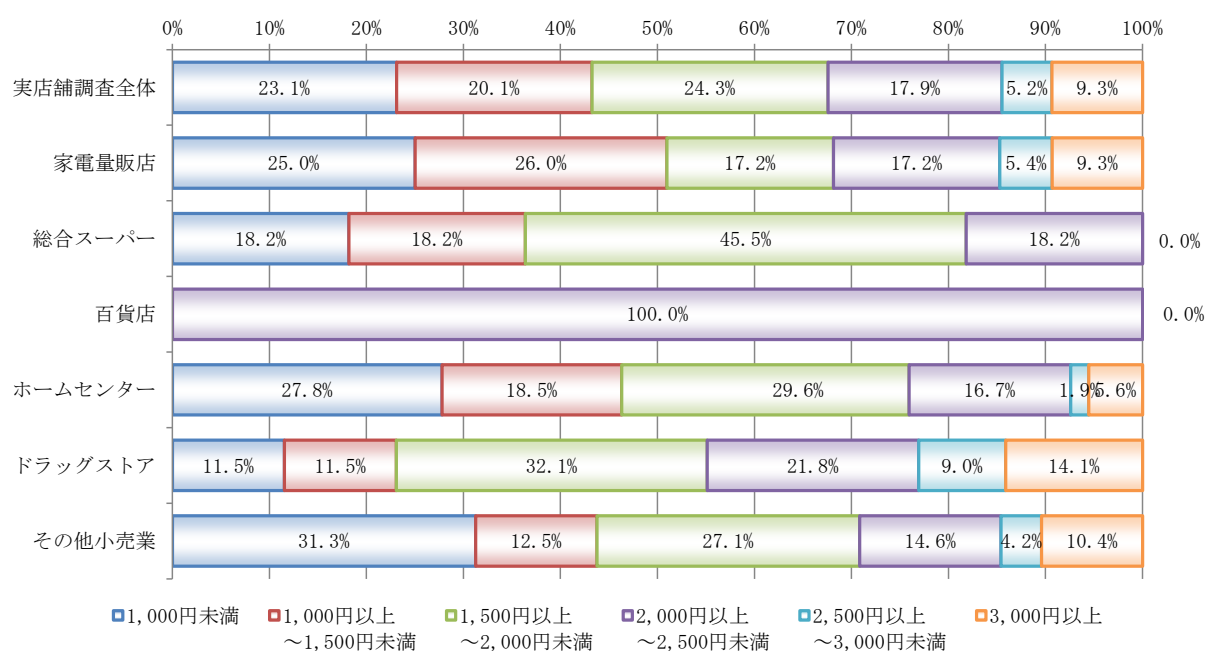
※上段が抵抗体温計、下段がアネロイド型血圧計

※販売価格は税抜

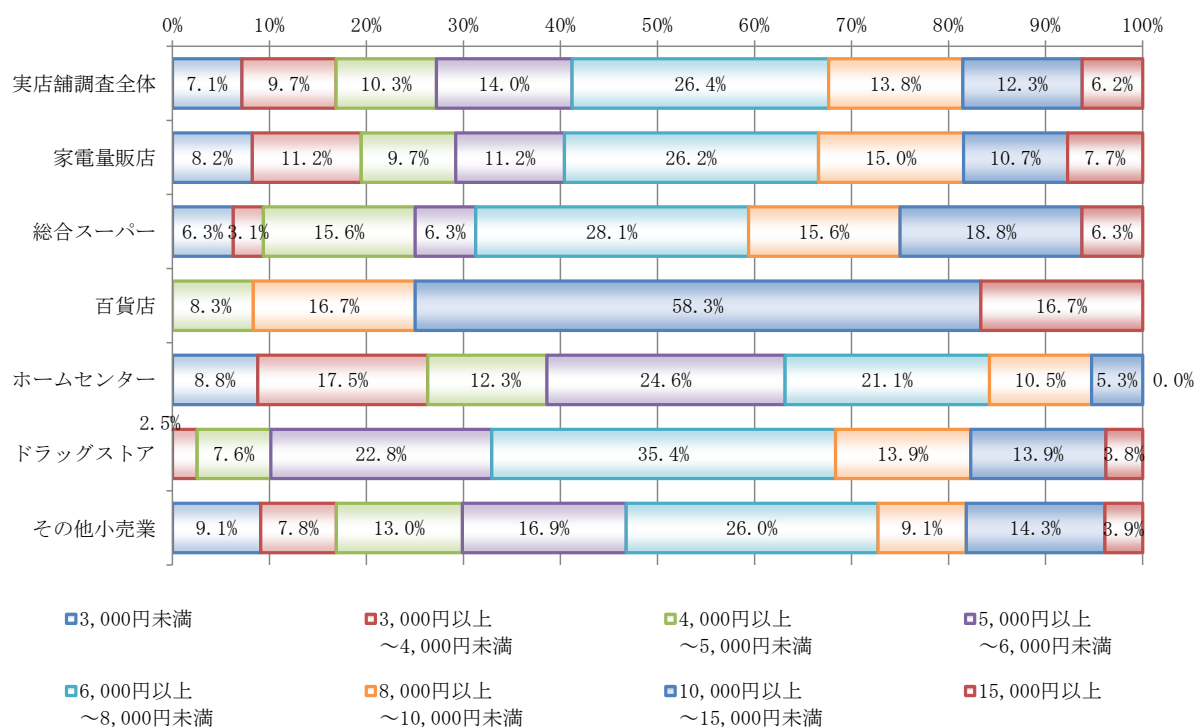
1店舗当たり販売種類平均値をみると、抵抗体温計は家電量販店が17.0点と最も多い種類があり、百貨店は1.0点と最も少ない。アネロイド型血圧計についても家電量販店が33.5点と最も多い種類がある。総合スーパー、百貨店、ドラッグストアについては販売種類平均値に大きな差は無い。販売価格平均値をみると、抵抗体温計では百貨店、ドラッグストアが2,000円を超えているが、それ以外は大きな差はみられない。ただし、百貨店では6店舗中1店舗しか抵抗体温計の取り扱いがなかった。比較的高額製品が多い百貨店では抵抗体温計の販売がないケースが多い。

次に、販売製品種類と販売価格について、店舗分類ごとの比較構成比を抵抗体温計(参考2:図5)及びアネロイド型血圧計(参考2:図6)に示す。

(参考2:図5) 店舗分類(実店舗)ごとの販売価格帯別型式数構成比(抵抗体温計)



(参考2: 図6) 店舗分類(実店舗)ごとの販売価格帯別型式数構成比(血圧計)



(5) 店舗分類の比較(インターネット上の店舗)

1店舗当たりの販売製品種類と販売価格について、店舗分類ごとの比較の結果を(参考2: 表6)に示す。

(参考2: 表6) 店舗分類(インターネット上の店舗)ごとの販売製品種類と販売価格(抵抗体温計)

調査項目	WEB調査全体	モールショップの店舗	通信販売事業者の店舗	メーカー直営店	計量器専門店	小売事業者のネット店舗
販売が確認できた店舗数	36 34	23 17	2 4	2 3	1 2	8 8
一店舗当たり取扱型式数最大値	53 73	53 73	28 52	10 34	5 5	28 73
一店舗当たり取扱型式数平均値	12.7 20.7	12.7 23.1	15.5 15.0	5.5 16.0	5.0 4.5	14.8 24.3
販売価格最大値	9,919円 28,381円	9,919円 26,859円	3,550円 24,800円	9,000円 28,381円	1,009円 6,750円	4,000円 19,880円
販売価格最小値	323円 1,332円	364円 1,332円	597円 1,890円	780円 3,980円	435円 2,315円	323円 1,648円
販売価格平均値	1,983円 7,020円	2,142円 6,787円	2,147円 8,063円	2,702円 8,980円	694円 3,592円	1,530円 6,619円

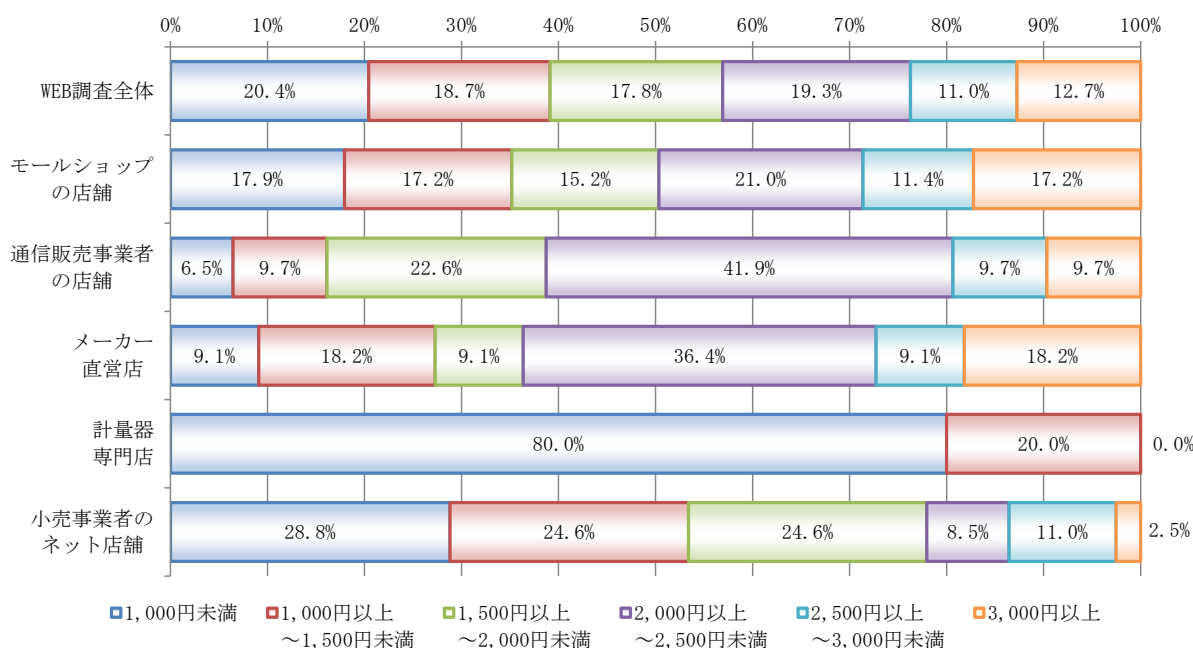
※上段が抵抗体温計、下段がアネロイド型血圧計

※販売価格は税抜

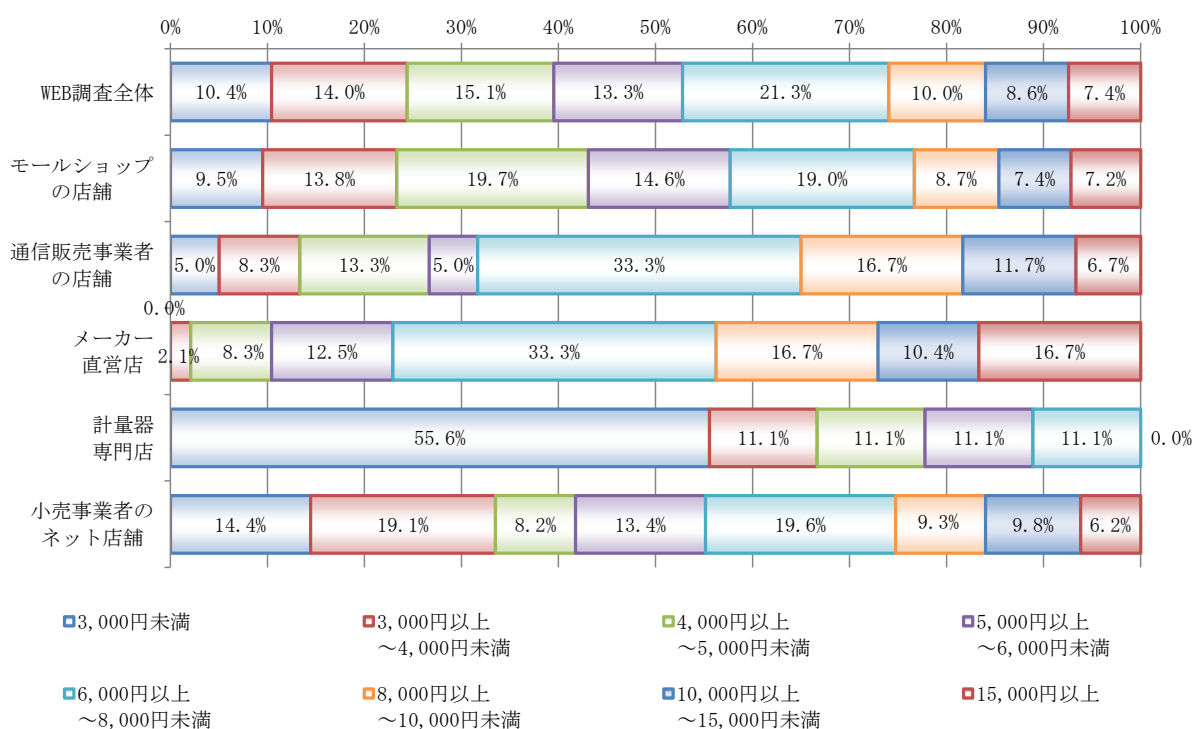
1店舗当たり販売種類平均値をみると、抵抗体温計では通信販売事業者の店舗が15.5点で最も多く、小売事業者のネット店舗が14.8点で続いている。アネロイド型血圧計では小売事業者のネット店舗が24.3点で最も多く、モールショップの店舗が23.1点で続いている。販売価格平均値をみると、抵抗体温計ではメーカー直営店が2,702円と最も高く、モールショップ、通信販売事業者の店舗もそれぞれ2,000円台となっており、比較的高価格帯を取り揃えている。アネロイド型血圧計では抵抗体温計ほど大きな差はみられないものの、メーカー直営店が最も高いことについては、抵抗体温計同様の傾向がある。メーカー直営店はメーカー希望小売価格に近い価格で販売している、保証が充実している、在庫の確保が必要であることなどが、平均値が高くなることに影響していると考えられる。

次に、販売製品種類と販売価格について、店舗分類ごとの比較構成比を抵抗体温計（参考2：図7）及びアネロイド型血圧計（参考2：図8）に示す。

（参考2：図7）店舗分類（インターネット上の店舗）ごとの販売価格帯別型式数構成比（抵抗体温計）



（参考2：図8）店舗分類（インターネット上の店舗）ごとの販売価格帯別型式数構成比（血圧計）



(6)販売ルートの調査

販売ルートの調査は、国内で抵抗体温計及びアネロイド型血圧計を製造もしくは輸入事業者からの流通先(小売業、卸売業、インターネット販売、海外輸出等)とそれぞれの流通量の割合を調べることを目的として、電話もしくはメールによる調査を実施した。調査の実績は以下のとおりである。

主な抵抗体温計及びアネロイド型血圧計の製造もしくは輸入事業者 2社

電話調査 :平成30年1～2月

ヒアリング項目:貴社が製造もしくは輸入している抵抗体温計、アネロイド型血圧計はかりの流通量の割合を教えてください。

■販売ルートの定義	
小売業	製造・輸入事業者から直接製品を仕入れ、ユーザーに販売する事業者
卸売業	製造・輸入事業者から直接製品を仕入れ、小売業等に販売する事業者
インターネット販売	製造・輸入事業者の販売サイト等を用いて、ユーザーに販売する
海外(輸出)	製造・輸入事業者から直接海外へ輸出する

回答事業者別に各流通先の流通量の構成比を以下に示す。

【抵抗体温計】

○A社:卸売事業者が約80～90%を占めている。一部小売事業者に対して直接販売をしているものの約10～20%程度。それよりも少ない割合でインターネットでの直接販売がある。

○B社:卸売事業者が約70%を占めていて、小売事業者に対する直接販売が約30%となっている。中間流通を介してインターネット販売をされているため、メーカーからはネット販売の流通量は把握できていない。ただし、抵抗体温計をネットで購入する割合は汎用タイプのものは少ないと考えている。

【アネロイド型血圧計】

○A社:様々な流通経路があるため、感覚値に近いが、卸売事業者が約60～70%を占めている。家電量販店や総合スーパーなどへの直接販売もあれば、卸売事業者を介するルートもあるなど、正確なデータとして把握できていない。

○B社:家庭用向けのアネロイド型血圧計であっても、小売事業者が約30～40%。卸売事業者が約60～70%を占めている。

3. 家庭用特定計量器(一般用体重計、調理用はかり)

(1) 調査した取扱型式数と計量器の生産国

市場で販売されている計量器は、一般用体重計が約85%、調理用はかりが約91%とともに中国製が多くなっている。販売価格の平均値をみると、日本製は中国製より一般用体重計が約5,800円、調理用はかりが約1,400円高くなっている。なお、販売価格は購入した金額のうち消費税、送料、振込・代引手数料を除いた価格としている。今回の市場調査で調査した取扱型式数とその生産国を(参考2:表7)に示す。

(参考2:表7)生産国別価格

調査項目	総数	日本製	中国製	不明
調査した取扱型式数	202	19	172	11
	174	3	159	12
販売価格最大値	56,874円	56,874円	47,800円	38,000円
	43,194円	5,024円	11,300円	43,194円
販売価格平均値	6,139円	11,292円	5,451円	7,015円
	2,760円	3,990円	2,610円	3,774円
販売価格最小値	830円	2,768円	830円	998円
	702円	1,833円	702円	907円

※上段が一般用体重計、下段が調理用はかり

※総数には生産国が不明のものを含む

※販売価格は税抜

(2) 実店舗とインターネット店舗との比較

一店舗当たり販売製品の種類は、一般用体重計の取扱種類はインターネット上の店舗の方が多く、約3倍と多くなっている。販売価格最大値及び平均値においてもインターネット上の店舗の方が高くなっている。一店舗当たりの販売製品の種類と販売価格について、実店舗・インターネット上の店舗の比較の結果を(参考2:表8)に示す。

(参考2:表8)実店舗とインターネット店舗との販売価格の比較

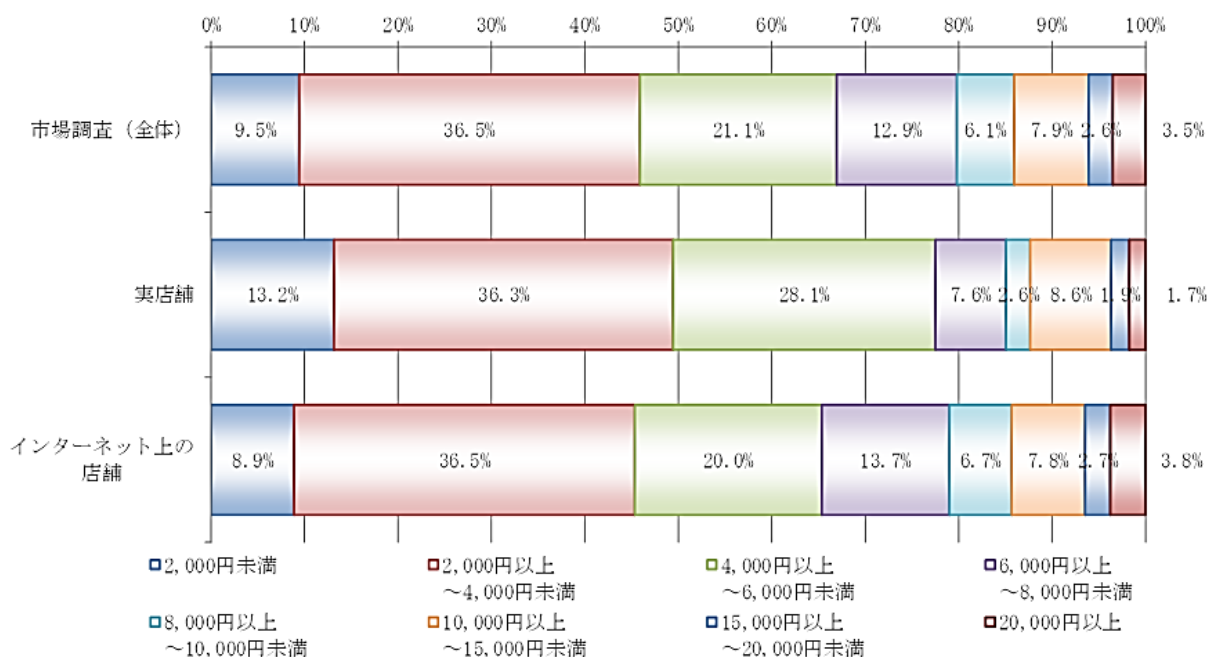
調査項目	全店舗	実店舗	インターネット店舗
販売が確認できた店舗数	87	41	46
	70	37	33
一店舗当たり取扱型式数最大値	200	48	200
	143	39	143
一店舗当たり取扱型式数平均値	40.2	11.3	65.8
	19.5	7.7	28.6
販売最高価格	56,874円	47,800円	56,874円
	43,194円	6,000円	43,194円
販売最低価格	830円	830円	901円
	702円	762円	702円
販売平均価格	6,139円	5,621円	6,218円
	2,760円	2,038円	2,986円

※上段が一般用体重計、下段が調理用はかり

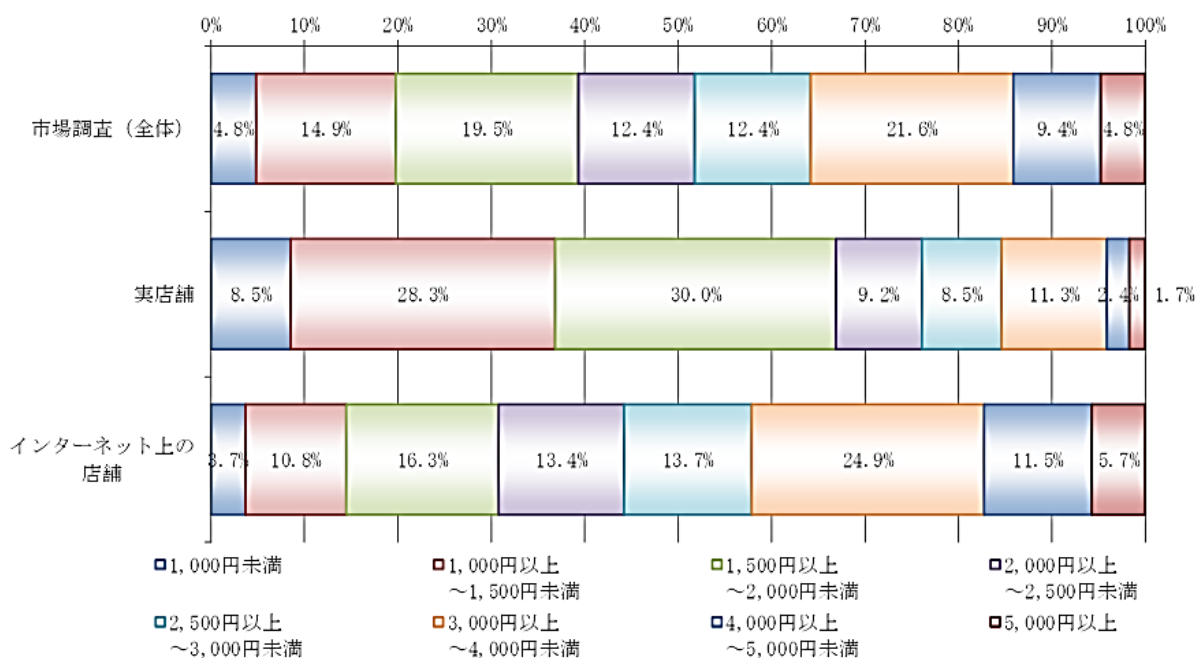
※販売価格は税抜

実店舗とインターネット上の店舗の販売価格帯別取扱型式数構成比を一般体重計(参考2:図9)及び調理用ばかり(参考2:図10)に示す。

(参考2:図9)実店舗とインターネット上の店舗の販売価格帯別取扱型式数構成比(一般体重計)



(参考2:図10)実店舗とインターネット上の店舗の販売価格帯別取扱型式数構成比(調理用ばかり)



(3) 地域別の比較

一般用体重計では、1店舗当たり販売製品型式平均値は九州圏が16.0型式と最も高くなっている。販売価格平均値では中四国圏が6,053円で最も高くなっており、首都圏が6,032円で続く。各地域で5,000円強から6,000円程度の水準となっている。

調理用はかりでは、1店舗当たり販売製品種類平均値は九州圏が8.0種類で最も高くなっている。販売価格平均値は中部圏が2,309円で最も高く、九州圏が最も安い。価格差は500円程度ある。実店舗における地域別の比較調査結果を(参考2:表8)に示す。

(参考2:表8) 実店舗地域別比較

調査項目	北海道／東北圏	首都圏	中部圏	近畿圏	中四国圏	九州圏
販売が確認できた店舗数	6 6	9 7	6 6	7 5	7 7	6 7
一店舗当たり取扱型式数最大値	48 28	38 39	23 29	29 10	18 7	48 33
一店舗当たり取扱型式数平均値	15.7 7.5	10.2 6.9	9.0 4.6	10.1 6.8	7.9 6.7	16.0 8.0
販売最高価格	37,020円 5,000円	36,660円 5,509円	17,800円 4,000円	38,000円 6,000円	47,800円 3,791円	37,020円 4,980円
販売最低価格	1,250円 762円	1,070円 800円	1,680円 908円	830円 798円	1,480円 880円	980円 762円
販売平均価格	5,508円 2,035円	6,032円 1,998円	5,210円 2,309円	5,740円 2,255円	6,053円 3,791円	5,231円 1,801円

※上段が一般体重計、下段が調理用はかり

※販売価格は税抜

(4) 店舗分類別の比較

一店舗当たり販売製品型式平均値をみると、一般用体重計、調理用はかりともに家電量販店が最も多くなっており、一般用体重計が24.3型式、調理用はかりが16.4型式となっている。一般体重計及び調理用はかりとも、様々な店舗で販売されていることが伺える。販売価格平均値をみると、一般用体重計では家電量販店が6,369円と最も高くなっている。調理用はかりでは、百貨店が3,692円と最も高くなっており、比較的高価な製品の取扱いが主体になっていることが伺える。実店舗における店舗種類別比較調査結果を(参考2:表9)に示す。

(参考2:表9) 実店舗の店舗分類別の比較

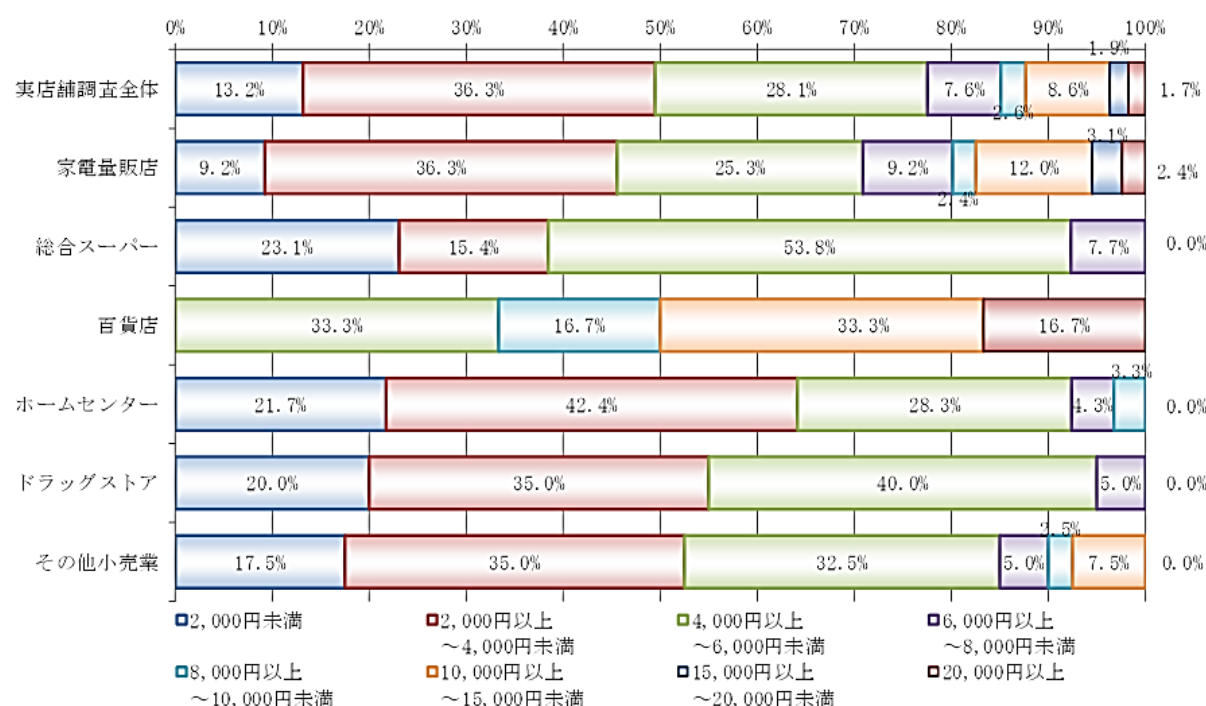
調査項目	家電量販店	総合スーパー	百貨店	ホームセンター	ドラッグストア	その他小売業
販売が確認できた店舗数	12 10	4 3	2 6	12 11	5 1	7 6
一店舗当たり取扱型式数最大値	48 39	6 6	5 3	17 10	7 1	12 8
一店舗当たり取扱型式数平均値	24.3 16.4	3.3 4.3	3.0 2.0	7.7 6.2	4.0 1.0	5.7 5.2
販売最高価格	47,800円 4,980円	7,980円 3,480円	20,000円 6,000円	9,980円 5,509円	6,980円 1,371円	14,800円 4,980円
販売最低価格	830円 762円	1,680円 980円	4,000円 1,680円	998円 798円	980円 1,371円	1,452円 800円
販売平均価格	6,369円 1,872円	4,552円 1,745円	9,545円 3,692円	3,849円 2,186円	3,831円 1,371円	4,865円 2,140円

※上段が一般体重計、下段が調理用はかり

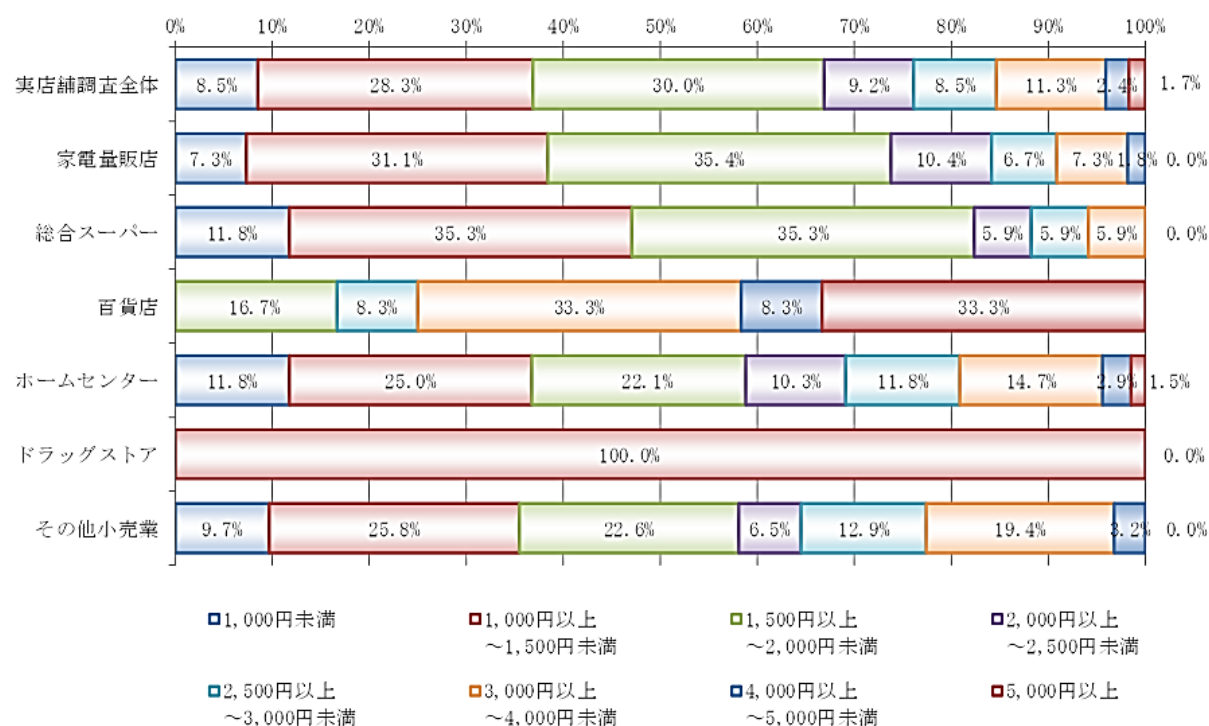
※販売価格は税抜

次に、実店舗の店舗分類ごとに販売価格帯別の取引価格帯別の取扱型式数の構成比を一般体重計（参考2：図11）及び調理用ばかり（参考2：図12）に示す。

（参考2：図11）店舗分類（実店舗）ごとの販売価格帯別型式数構成比（一般用体重計）



（参考2：図12）店舗分類（実店舗）ごとの販売価格帯別型式数構成比（調理用ばかり）



(5) 販売ルートの調査

販売ルートの調査は、国内で一般用体重計及び調理用はかりを製造若しくは輸入事業者からの流通先（小売業、卸売業、インターネット販売、海外輸出等）とそれぞれの流通量の割合を調べることを目的として、電話若しくはメールによる調査を実施した。調査の実績は以下のとおりである。

- ・主な一般体重計及び調理用はかりの製造若しくは輸入事業者 2社
- ・電話調査：平成30年1～2月
- ・ヒアリング項目：貴社が製造若しくは輸入している一般用体重計、調理用はかりの流通量の割合を教えてください。

■販売ルートの定義	
小売業	製造・輸入事業者から直接製品を仕入れ、ユーザーに販売する事業者
卸売業	製造・輸入事業者から直接製品を仕入れ、小売業等に販売する事業者
インターネット販売	製造・輸入事業者の販売サイト等を用いて、ユーザーに販売する
海外（輸出）	製造・輸入事業者から直接海外へ輸出する

回答事業者別に各流通先の流通量の構成比を以下に示す。

一般用体重計

- X社：流通ルートはいくつかあり、メーカーからの販売先の大半は卸売事業者になるが、最終的に消費者が購入している業態は、70～80%が小売事業者となる。小売事業者が店頭で販売しているか、インターネットで販売しているかまでは把握しできていない。自社製品のインターネットでの販売サイトは10%にも満たない。
- Y社：輸入販売なので、基本的に卸売事業者100%への販売となる。小売業という定義になるのかどうかかわからないが、インターネットで販売する事業者への販売もあるが、当社の認識としては代理店のひとつなので卸売事業者という位置づけ。

調理用はかり

- X社：一般用体重計と動向はほぼ同じ。
- Y社：一般用体重計と動向はほぼ同じ。販売先も一般用体重計と大きく違うことはない。量販店を利用しての販売はしていない。

(6) 市場調査

①ひょう量と販売価格平均値

市場調査における、ひょう量別販売価格平均値を一般体重計（参考2：表10）及び調理用はかり（参考2：表11）に示す。

（参考2：表10）ひょう量と販売価格平均値（一般用体重計）

ひょう量	型式数	該当台数	該当台数の割合	販売価格平均値
135kg	19	301	12.2%	7,516円
136kg	19	118	4.8%	5,050円
150kg	127	1,869	75.9%	5,153円
180kg	19	80	3.2%	17,251円
181kg	1	1	0.0%	15,980円
200kg	5	25	1.0%	21,275円
不明	12	68	2.8%	6,302円
合計	202	2,462	100.0%	6,139円

※販売価格は税抜

市場で流通している一般体重計の割合は、ひょう量150kgが75.9%を占めている。販売価格のトレンドは、最も流通しているひょう量150kgをベースラインとなり、全体の平均値より約1,000円程度安くなっている。ひょう量180kg、200kgとなると販売価格の平均で10,000円を大きく超えている。

(参考2: 表11) ひょう量と販売価格平均値(調理用ばかり)

ひょう量	型式数	該当台数	該当台数の割合	販売価格平均値
1kg	29	195	15.9%	1,609円
2kg	80	663	53.9%	2,678円
3kg	32	237	19.3%	3,426円
5kg	13	35	2.8%	4,401円
8kg	1	1	0.1%	1,481円
不明	19	99	8.0%	3,346円
合計	174	1,230	100.0%	2,760円

※販売価格は税抜

市場で流通している調理用ばかりの割合は、ひょう量2kgが53.9%を占めている。ひょう量1kg、2kg、3kgの3種類で、89.1%を占めている。販売価格のトレンドは、最も流通しているひょう量2kgがベースラインとなり、全体の平均値より約100円程度安くなっている。ひょう量1kgは全体の平均値より約1,100円安く、3kgは全体の平均値より約600円高い。したがって、ひょう量が大きくなるとともに販売価格が高くなることがいえる。

②付加機能と販売価格

市場調査における、付加機能別販売価格平均値を一般体重計(参考2: 表12)及び調理用ばかり(参考2: 表13)に示す。なお、市場調査における付加機能の有無は、メーカーの公式ホームページ等、インターネット上で確認できるもののみ判別しているため、実際の製品の仕様とは異なる場合がある。

(参考2: 表12) 付加機能と販売価格平均値(一般体重計)

付加機能	型式数	該当台数	該当台数の割合	販売価格平均値
地域設定	88	1,247	50.6%	7,410円
体組成計	133	1,462	59.4%	7,203円
通信	28	158	6.4%	17,727円
メモリー	134	1,486	60.4%	7,177円
付加機能なし	58	721	29.3%	4,518円
合計	441	2,642	100.0%	6,139円

※複数の付加機能を持つ型式は、付加機能ごとに1台とカウントしているため、合計値と一致しない

※販売価格は税抜

※付加機能の定義

地域設定 : 使用地域を設定することにより、重力の影響による誤差を解消する機能

体組成計 : 体脂肪率、BMI、内臓脂肪、筋肉量、基礎代謝量等を測定できる機能

通信 : Wi-Fi、Bluetooth等により、外部機器と通信することによって、使用用途を拡張できる機能

メモリー : 過去の測定値の確認ができる機能

付加機能なし : 上記の付加機能を持たない型式

市場で流通している一般体重計は、付加機能が備わっている体重計が約7割を占めている。メモリー60.4%、体組成計59.4%、地域設定50.6%となった。付加機能のうち、体組成計は全体の3割を超える型式で付加機能として追加されている。体重計としての精度によって販売価格のトレンドもあるが、体

組成計の機能によって、販売価格の差が大きくなっている傾向も見受けられる。販売価格のトレンドは、全体平均より付加機能のない体重計が約1,500円安くなっている。付加機能をつけることによって、販売価格帯を押し上げていることがわかる。最新の機種や海外ブランドの輸入品では、スマートフォン等のアプリと連携(通信)するIoT対応の体重計が販売されている。通信機能を持った体重計の販売価格の平均値は全体平均よりも約11,000円も高くなっているが、1万円を切る価格帯の体重計もいくつか見受けられる。

(参考2:表13) 付加機能と販売価格平均値(調理用はかり)

付加機能	型式数	該当台数	該当台数の割合(%)	販売価格平均値
地域設定	53	739	60.1	2,902円
g/ml 切替	15	102	8.3	4,192円
タイマー	6	50	4.1	4,166円
微量切替	11	174	14.1	3,570円
付加機能なし	107	387	31.5	2,542円
合計	174	1,230	100.0	2,760円

※複数の付加機能を持つ型式は、付加機能ごとに1台とカウントしているため、合計値と一致しない

※販売価格は税抜

※付加機能の定義

地域設定 : 使用地域を設定することにより、重力の影響による誤差を解消する機能

g/ml切替 : 質量の計測において、ミリリットル(ml)とグラム(g)の表示を切り替えられる機能

タイマー : 予め設定した時間にアラームを鳴らすことによって、時間経過を伝える機能

微量切替 : 細かい目量での計測が可能となる機能

付加機能なし : 上記の付加機能を持たない型式

市場で流通している調理用はかりは、付加機能が備わっている体重計が約6割を占めている。付加機能のうち地域設定60.1%と大半を占めている。その他の付加機能は、微量切替14.1%、g/ml切替8.3%、タイマー4.1%と流通している割合は少ない。販売価格のトレンドは、全体平均より付加機能のない体重計が約200円安くなっている。一方、付加機能して最も多い地域設定の平均価格は全体平均よりも約140円高くなっている。地域設定の付加機能が、販売価格を押し上げる影響は小さいといえる。付加機能ではないが、海外製品を輸入販売している調理用はかりは、一部1万円を大きく超えるような高額な製品も一部見受けられた。国内で多く流通している汎用品とは異なり、デザイン性や高機能に特化しているものと考えられる。

③購入方法(実店舗／インターネット上の店舗)と性能試験結果

入方法(実店舗／インターネット上の店舗)と性能試験結果の関係を(参考2:表14)に示す。

(参考2:表14) 購入方法(実店舗／インターネット上の店舗)と性能試験結果

試験結果	該当型式数 (不適合型式数)	不適合台数の割合	販売価格平均値
実店舗	25(3)	12.0%	4,366円
	18(4)	22.2%	2,205円
インターネット	20(3)	15.0%	5,814円
	27(5)	18.5%	2,972円

※上段が一般体重計、下段が調理用はかり

※販売価格は税抜

今回、実店舗で販売されている一般用体重計を中心に購入したこともあり、実店舗で購入した方が多くなっている。性能試験の不適合の割合は、実店舗12.0%、インターネット上の店舗15.0%とほぼ

同じ結果となった。インターネット上の店舗でしか購入できなかった5型式15台中、2型式3台が不適合となっている。インターネットを介した購入スタイル(ネット通販)が生活者に拡大している中で、インターネット限定の製品であっても、性能面での品質確保が今後も課題といえる。

調理用はかりについては、過去の試買調査において実店舗で購入した型式が多かったため、インターネット上で販売されている調理用はかりを多く購入した。性能試験の不適合の割合は、実店舗22.2%、インターネット上の店舗18.5%とほぼ同じ出現率といえる。インターネット上の店舗でしか購入できなかった4型式12台中、1型式1台が不適合となっている。同一型式で店頭とインターネット上の店舗からそれぞれ購入したものの、それぞれで不適合になっている製品もあり、購入方法(流通手段)が不適合のトレンドとはいえない結果となった。